

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番を追って許可いたします。

立身 万千子 議員

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の立身万千子です。

来年度の予算を決める今議会で、最初に一般質問をさせていただきます。

合併後2年目に当たり、各部署での組織型分権予算編成ということで、職員の皆様が大変ご苦労されたこととお察しいたします。市税の増収が見込まれるとはいえ、定率減税の廃止を初め、国民、市民の財布から市の台所に回すという実情ですから、市民の担税力が上がらない限り、滞納者はふえて消費能力が下がる一方ではないかと危惧するのは私だけではないと思います。

そんな中で、横手市の予算案では障害者自立支援サービスを利用する方々の自己負担金を軽減する施策を講じてくださいました。市民税非課税世帯の方が、各種の事業を利用する際の自己負担が無料になったこと。さらに、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の時間が延長されたことに市民の切実な声が市政に届いたものと感謝しております。

さて、今回、私は12月議会に引き続いて、次世代育成支援行動計画について質問します。

その理由は3つあります。

1つは、直接市政に大きな影響を及ぼす秋田県の動向が非常に切迫していること。

2つ目に、教育基本法改悪による教育政策が急激に変わってきていることから、国の施策に影響される市の学校教育の状況に、保護者の方々の不安が募っていること。

そして、3つ目はワーキングプアの現象に見られるように、少子化問題の大きな原因である雇用問題が深刻になっていることです。

そこで、我がまちの子育て環境をどうよくしていくべきか、このテーマを具体的に施策展開するため、市長はどのように考えておられるかを伺います。

初めに、子育てにゆとりを持てる支援の充実についてです。

これは、合併新市を見通してつくられた次世代育成支援行動計画、夢はぐくむゆきんこプランの最初

に挙げられている項目です。ゆとりの第一が経済的ゆとりであることは、このプランのニーズ調査でも、また県や国で行ったアンケートでも明らかになっています。経済的理由から、子供を産みたくても産めないという結果がおよそ50%に及んでいるにもかかわらず、秋田県は同じように少子化問題を抱えるほかの県に例を見ない子育て目的税を新たに設けようと、一昨年5月25日に全県市町村長会議で提起されました。その2カ月後の7月に、将来ビジョン検討委員会を立ち上げ、12月には将来ビジョンの基本的な考え方を示すというスピードでした。

翌年、ですから去年の7月14日、平鹿振興局で行われた意見交換会を皮切りに、横手市内でも説明会やフォーラム、そして民間団体主催のワークショップなど、数多くの催しに知事公室初め県の幹部が出張して説得をしました。しかし、会を重ねるごとに県のビジョンの矛盾点が明らかになってきました。県民の間では、反対や危惧の念が大きく広がっています。また、県の幹部が言っていますように、子育て支援策は費用の半分を市町村が負担しています。県は新しい税金で充てるのに、市町村は今の財政から賄えとは言えないので、幾らかは新税を分けてやるという考えです。今でさえ大変な財政難の市町村が、新たに持ち出しをしなければならないという問題を抱える県の子育て新税を、市長はどうお考えでしょうか。ぜひ、正直なお気持ちをお聞かせください。

子育てにゆとりの持てる支援の2つ目に、在宅育児支援について伺います。

前回の質問で、市内には38の自主運営子育てサークルがあるというお答えをいただきました。そして、2月15日付の市報には、各地域局で市が所轄している集いの広場と支援センターが案内されています。しかし、転居してきた保護者を初め、在宅の育児を選んだ多くの保護者たちは、各地域局が所轄している枠を超えた交流を求めています。市がコーディネートして、38の自主運営サークルも含めた活動の案内ができないだろうかと痛感します。さらに現在、子育てサークルの体育館使用料金は半額となっていますが、地域子育てネットワークで南庁舎の講堂も含めた活動場所を広範囲にし、料金などの支援についても要望しますが、いかがでしょうか。

このように、案内や宣伝を各地域局の保健センターや公民館などで広範囲に実施することで、家庭にこもりがちな親子へ手を差し伸べることができてるように考えますので、ぜひ市内の自主運営サークルとの協働による宣伝、連携、活動支援を提案します。

在宅育児支援の2つ目に、認定子ども園についての市長のお考えを伺います。

県では、教育委員会に幼保推進課を設置し、在宅育児支援を具体化していることが認定子ども園の重要な条件であると言っています。本来、子供の立場に立つならば、乳幼児期は幼稚園であれ、保育園であれ、在宅育児であれ、差別なく同等に全面発達を保障されるべきもので、その意味では幼保一元化はあるべき姿だと私は考えます。けれども、今、国が進め秋田県がほかの県に比べて多数のモデル事業を行っているこの認定子ども園は、大きな問題があると言わざるを得ません。

昨年7月31日、規制改革民間開放推進会議の中間答申が出されました。その中に、1つ、利用者施設との直接契約。2つ目に応能負担から応益負担に変えて、保育料金の自由設定方式を導入する。3つ

目に、国や自治体は施設への運営費補助ではなくて、利用者への直接補助方式に変えるという、深刻な内容が入っています。さらに、幼稚園は教育、保育園は保育、あるいは養護という分離をすることが大きな問題とされます。学校教育法第6次改訂版には、幼児はまだ幼少であるから、幼児の具体的な生活経験に基づいた総合的指導を行うものであると、その教育方法の独自性をあらず用語として、保育ということばが使われていると明記されているにもかかわらず、生活と教育を切り離して考える幼保推進では、子供の発達をきちんと保障できるのか疑問です。少子化傾向が顕著になっている情勢のもと、市長はこの認定子ども園について、どうお考えか、お知らせください。

子育て環境の2番目に、学齢期の子育て支援についてお尋ねします。

初めに、義務教育の就学援助についてです。

我が横手市は、国の制度改悪にもかかわらず、合併協議を経て従来のとおり、適応基準を生活保護受給世帯の1.2倍の所得の世帯に取り決めました。新横手市の就学援助費交付要綱には、国の基準の枠内ではありますが、学用品、通学用品、学校行事参加の交通費や見学科、スキー用具、柔道や剣道の武具、修学旅行費、トラコーマなどの医療費や給食費、そして入学にかかる用品といった費用を支給すると明記されています。そこで、最初に当市の準要保護児童・生徒の申請者数と認定数の推移をお知らせください。

年度途中で申請して採択されなかった申請者に対する通知文書を見せていただいたところ、あなたの場合は所得が基準より多いので不採択となりました。問い合わせは、学校教育課にしてくださいという内容でした。たまたま、このケースは不安定ではあるけれども、臨時の仕事について年金も入るので生活保護の支給停止となり、就学援助申請をしたケースです。

福祉事務所のケースワーカーは、個別に対応する職種だけれども、教育委員会は所得証明書を手がかりとした事務的な職種であると言われればそれまでですが、同じ横手市役所で、ある部署では行政不服審査法にきちっとのっつて、60日以内に不服申し立てをすることができますよと、通知書に書いてあるのに、別の部署では自分の個人情報なのに、幾らの収入オーバーと見なされたのか、数字も書いてないし、何かあったらこちらへどうぞでは余りに違い過ぎると嘆いておられました。

生活困窮の中で、子供にだけは惨めな思いはさせずに学校生活を送らせたいと必死になって子育てし、頑張っている市民の悩みや願いを私たち行政に携わる者は、しっかりと受けとめるべきではないでしょうか。横手市の行政手続条例の第3章、不利益処分、第4章、行政指導の項目に当てはまるとすれば、適切な措置ができないものか、お尋ねします。

学齢期の子育て支援、2つ目の質問は厚労省管轄の放課後学童クラブと文科省が進める放課後子どもプランとの関連を、市長はどうお考えか伺います。

国としては、文科省、教育委員会主導で子供たちを学校内に置いておけば安全は図られるし、学生ボランティアや退職教員の活用で宿題や勉強を見てあげられるという考えです。しかし、学童保育は必要に迫られた保護者や子供たちの努力で、長年の運動によって築き上げられた生活の場です。保育に欠け

る児童を対象とするべきで、モデル事業として実施された文科省の地域子ども教室の報告でも問題が指摘されています。市では、ゆきんこプランに基づいて、福祉の立場から拡充されてきました。この点でも、国の制約が強まっていることを懸念するものですが、横手市としては、あくまでも子供の立場に立って進めるべきと私は指摘します。市長のお考えをお知らせください。

学齢期の子育て支援の最後は、全国一斉学力テストについての質問です。

文科省は、この1月19日、全国学力学習状況調査実施マニュアルについてという通知を、各教育委員会に送りました。全国の小学校6年生と中学校3年生、約240万人を対象に国語と算数、中学では数学、知識と活用を問う出題のほか、子供たちの関心、意欲、学習環境という名目で生活習慣なども問うものです。解答用紙には、学校名、男女別、組、出席番号、名前を書かせて、解答はそのまま梱包して文科省が委託した民間機関に送られるというものです。その委託先は、小学生分はベネッセコーポレーション株式会社、中学生の分はNTTデータ株式会社ということで、まさに個人情報やゆだねるということではないでしょうか。しかも、教育を利益の対象とする企業であって、文科省の担当官は外部漏えいについては懸念しているが、厳しく対応していくと言っています。いわゆる「しまじろう」の進研ゼミのベネッセ、そして「はつらつ」の日本標準など、教育産業界は自社の生き残りをかけて学力テスト対策の教材を販売し、生まれたての乳児用の教材まで販路を拡大している現実が、この横手市にもあるのです。今以上に競争が激しくなることは必至で、子供たちの間、そして学校同士、地域間で勝ち組、負け組をつくることになると私は大変懸念します。

今議会に出された市の教育方針には、楽しい学校、楽しく学ぶ、楽しいという言葉が随所にありました。いわゆる子供間格差や学校間格差、地域間格差と楽しさというのは、反比例するものではないでしょうか。不登校やいじめなどの問題も、楽しさを実感できて初めて解決するものと私は考えますが、全国に倣って学力テストを4月に実施する予定でしょうか。実施するとすれば、その意義をどうとらえておられるのかをお知らせください。

次に、少子化問題克服の大きな柱と考えられる若者の就労支援について伺います。

ゆきんこプランには、仕事と家庭の両立をどう図るかという施策や、中学生時代から乳幼児と触れ合うことの大切さを学ぶ事業が掲げられています。しかし、このまちに若者が定着し、家庭を築いて子育てをしていくのに必要な環境を整備しなければ、少子化問題は克服できません。昨年6月議会で雇用問題を提起しましたが、8カ月経過した今日、ワーキングプアについての特集が連続放映されたように、働いても、働いても生活保護基準以下の収入しか得られずに、苦しんでいる人々が増加したと感じます。私は、ここでは20代から30代に絞って伺いますが、市内の就労状況について、正規職員、非正規職員といった労働者の比率をお知らせください。

そして、昨今、若者を初め多くの市民が登録していると思われる派遣会社への登録状況も伺います。

次に、昨年6月議会でお答えいただいた若者向けの職場で働くルールブックをホームページ上と、これは横手市なのですが、それと小冊子にして、とりわけ市内の中学3年生全員に学習する時間割を組んで

いただくことを提案しますがいかがでしょうか。

この職場で働くルールブックは、前にも申し上げたように、働く上でのさまざまな基礎知識をまとめたものです。高校生を対象にした方がいいという意見もありますが、私は中学校の段階から働くことの権利や義務などを身につけるべきと思います。このごろは、高校を休学や中途退学で実社会に出ていく若者も大勢います。知識が不足していたがゆえに、偽装請負の犠牲になったり、過重労働で心身の健康を損なってしまわないよう、中学生といえども進路指導に役立たせるべきではないでしょうか。

最近の若者の職業観の希薄さを指摘されても、本人の努力不足とだけ批判するのは不適切で、キャリア教育とは別の位置づけが必要だと痛感します。ぜひ、教育委員会、産業経済部を初めとした全庁的取り組みを提案しますが、市長はいかがお考えでしょうか。

次に、次世代育成支援行動計画の地域協議会の役割について伺います。

12月議会での私の質問に、地域協議会について、公募3人を含む委員16人中、高校生3人というメンバーで6月と10月に会議を開き、2回目に子育て支援部会と健康人づくり部会に分けて論議を始め、ホームページ上で3月の会議終了後、公開の予定というお答えをいただきました。そのもとになる次世代育成支援対策推進法には、第8条で5項に市町村は毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。6項に、市町村は市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して、特に必要があると認めるときは、事業主、その他の関係者に対して、調査を実施するため必要な協力を求めることができるとうたわれています。これまでの計画実施を、どう評価するか。その主体が地域協議会であり、行政の役割は事業目標と達成状況の取りまとめであることを再確認したいと思います。

地域協議会のメンバーは皆さん各分野で活動され、そこからの問題意識を持って協議される方々ですから、住民の目線、草の根のところで活動されている分野を集団で検討され、それを持ち寄って論議を深めて評価をしていくという、大切な役割があることは言うまでもありません。子供の立場、子供の権利を第一に踏まえて検証し、協議を十二分に重ねて進捗状況などを積極的に公表し、多くの市民の意見を反映させるべきと考えますが、市長のお考えをお知らせください。

最後の質問は、市立横手病院についてです。

市長の施政方針の中で、ハード面の整備に向け療養環境の改善について、一定の方向が出たとのことでした。その具体策をお知らせください。

ご承知のように、医療制度が次々と改悪される中で、療養型病床群では診療報酬の面で不利なところがあります。また、看護師さんの増員など、ソフト面での整備はどう展望されているかも、あわせてお知らせください。

次に、市としての財政援助、財政支援について、お尋ねします。

病院の開設者である市長に伺いますが、昨年の診療報酬改定は過去最大の3.16%のマイナスでした。そのもとでの医療経営は、相当厳しい状況と思われます。施政方針に上げられた増改築など、ハード面

の整備について、市長として横手病院への財政支援をどう考えておられるか、お知らせください。

移転した平鹿病院が来月オープン予定であり、今後の患者さんや健康診断受診者などの動向が大きく変わることが予想されます。市民にとって、市内3カ所の総合病院は健康に生きるよりどころであり、特に行政として自治体病院の存続、発展は重要な課題と思われまますので、ぜひ前向きなお答えを期待します。

以上で私の一般質問を終わりますが、この3月で行政の分野から卒業される職員の皆様に、これまでのご指導とご活躍を心から感謝申し上げます。人生はまだまだこれからです。どうか、これまで培ってこられたキャリアとお知恵をフルに活用され、市民をリードしていただいて、協働のまちづくりを進めるために、ぜひお力を発揮されるよう、心からご期待を申し上げて、私の発言を終わります。ご静聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 お尋ねがございました中で、1番目のまず我がまちの子育て環境をどうよくしていくかについて、その中の 子育てにゆとりを持てる支援の充実について、これについてお答え申し上げたいというふうに思います。

秋田の未来を切り開いて、活力ある秋田を創造していく原動力は人であります。人づくりの土台となる子育て支援と教育の充実の仕組みを、県民総参加により継続的、安定的に構築しようとする趣旨のもと、県の子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン骨子案が提案されておるところであります。福祉関係では、現行のすこやか子育て支援や乳幼児福祉医療における所得制限の緩和、新規として月額5,000円相当のバウチャー券を在宅育児家庭に配る在宅育児支援バウチャー事業などの実施が予定されております。多くの自治体と同様、当市においても財政的にゆとりのない状況の中で、これらの事業の実施に伴う増額部分を、どのように補てんしていくのか。ハード・ソフト面の整備の際の補助などはどうなるのか、現在行われている事業との再調整や見直しが十分なされているのかなどなど、これから県と協議すべき多くの問題を抱えております。

さらに、徴収の方法が市・県民税として賦課されることによる説明責任が各市町村に負わされること。また、少子化対策ということであれば、まだ理解もできるわけではありますが、子育て支援という観点からのみの新税であれば、所得制限撤廃の必要性は低いのではないかというふうに思うわけがあります。したがって、子育て教育税につきましては、さきに列挙いたしました事柄について、十分に協議を重ね、今後さらに多くの県民や自治体の意見、要望を聞き検討を重ね、ご理解をいただいた上での提案が望ましいと、そのように考えている次第でございます。

この項の2つ目に、在宅育児支援についてのお尋ねがございました。

各子育て支援センターを通じまして、私どもの子育て支援課で把握している子育て支援自主サークルは40団体というふうに思っております。支援センター主催の行事や、ちびっ子わくわくフェスティバル

などへの積極的なご協力をいただいております。子育て支援自主サークルが連携を進めて強めていく上で、合併による広域化や活動の活発化を図るために、ネットワークづくりが必要との認識から、現在、アンケートを実施し、実態把握に努めているところであります。それをもとに、19年度において自主サークルの活動状況の情報提供、いわゆるパンフレットの作成などがありますが、そしてそのほか交流会、意見交換会などを行いまして、子育て支援のネットワークをつくってまいります。

また、地域全体で子育て支援をしていく上で大きな役割を果たす子育て支援センターにおいても、各地域の特徴を生かしつつ事業の統一化を図り、さらには各サークルと協働しながら子育て支援の充実に努めてまいります。

この項の2つ目に、認定子ども園についてのお尋ねがございました。

就学前の教育・保育を一体的なものとしてとらえ、一貫して提供できる認定子ども園は就学前の児童すべてを対象とし、保育に欠ける子も欠けない子も等しく受け入れが可能であり、不安や悩みを抱える子育て世代に集いの場の提供ができるなどなど、ニーズの多様化に対応ができることから、子育て支援の重要な位置を占めるものと認識しております。今後、次世代育成支援行動計画を進めていく中で、十分協議し検討を進めてまいらなければならないと思っている次第でございます。

一つ飛びまして、若者の就労支援のための項であります。

その項の1つ目に、市内の20代、30代の就労状況についての幾つかのお尋ねがございました。

ハローワーク横手管内の雇用状況というものは、全般的に見れば昨年の12月末において、有効求人倍率が0.71、これは前年同月比でプラスの0.2%と上向いている状況にありますが、20代から40代の求人倍率は依然としてパートが常用より高く、常用の倍以上というデータでございますが、大きな開きがございます。平成17年10月の国勢調査によりますと、20代から30代の労働人口は1万6,969人であり、その中で完全失業者は1,131人、6.6%でありました。改めて雇用環境の改善を図り、完全失業者が減少するよう努めてまいりたいと思っている次第であります。

年代別の正規社員、非正規社員の割合は統計上ございませんが、横手市の事業所全体としては、平成16年10月現在の事業所、企業統計調査の数値で正規社員2万2,075人、非正規社員1万587人であり、雇用者全体の32.4%が非正規社員であります。市としましても、ハローワークと連携して正規社員として募集することを依頼するとともに、非正規社員の労働条件の改善などについても、企業などへ働きかけることが必要であると考えております。

派遣会社については、現在、市内に5社ありますが、そのうち市内に本社がある派遣会社3社の就労者は137人です。ほかの2社の就労者数については、企業が全国規模の事業者であるため、市内の派遣社員の就労実人員は把握できない状況であります。

また、若年層については、ご指摘のとおり、一定の職につかず職場を渡り歩く方が多くいることは認識しておりますので、その一つの対策として労働条件の最低基準を定める労働基準法を中心に、賃金や労働時間、社会保険制度などの基礎的知識について広く周知するため、資料や情報などを収集している

ところであります。ハローワークとも連携をとりながら準備が整い次第、ホームページなどへ掲載していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

そのほかの点について、担当の方から答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 小野教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 私からは、学齢期の子育て支援についての義務教育の就学援助について、お答えをさせていただきたいと思います。

義務教育においては、保護者の収入によって児童・生徒への教育の機会均等が損なわれることのないように、就学援助制度が設けられていることは議員ご指摘のとおりでございます。当市におきましても、横手市就学援助費交付要綱に基づきまして、経済的理由により子供を就学させることが困難と思われる保護者に対して、学校生活に必要な経費の一部である学用品費、医療費、学校給食費、校外活動費等の就学に要する費用の援助を行っているところでございます。

ご質問の就学援助申請者数及び認定者数の推移であります。前年度と今年度の2月末現在の状況で申し上げてみたいと思います。申請者数であります。前年度、17年度ですが572人に対し、今年度、18年度は650人で78人の増となっております。認定者数につきましては、513人に対しまして478人で35人の減となっております。

なお、準要保護の認定基準につきましては、所得、または収入が生活保護基準値の1.2倍を超えない範囲内で行われているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、準要保護が不認定になられた方への通知のあり方についてであります。現在は申請者にかかる根拠となりました基準値を通知文に記載しまして、ご理解をいただくようにしております。そのように直しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、家庭内等で何らかの事情で生活状況が困窮した場合は、いつでも再申請ができますよということ、その際にあわせてお話をしておるところであります。

以上であります。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、私の方からは 番の次世代育成支援行動計画における地域協議会の役割について、お答えさせていただきます。

現在、19名の方を横手市次世代育成地域協議会委員として委嘱してございます。行動計画にございます事業や施策に幅広い分野の方々からの意見を反映させるよう、協議会を進めておるところでございますが、委員は医師や保健関係者、それから保育園などの福祉団体、教育団体、事業所などの代表、また市民代表、高校生などがおります。団体の代表委員の方は、その団体の立場に立った上での発言というふうに認識しておるところございまして、協議内容がその団体の共通認識及び課題というふうに位置づけられ、子育て支援の施策がより充実されるよう、協議を重ねてまいりたいと思っております。



委員の皆様からは、大変な貴重なご意見をいただいております。この2月22日には第3回目の協議会を開催したところでございます。市民の皆様からも、さまざまなご意見をお聞きするために、今後、さらに行動計画の進捗状況などを積極的に公表していくということにしております。

また、この第3回の協議会の中では、それぞれ現在実施しております施策の目標年度と数値目標等を掲げながら、随時そういったものを公表していくということにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。そういうことでありまして、市民へのアンケート調査などを実施しながら、これからも意見反映等を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 放課後子どもプランについて、お話をいたします。

放課後子どもプランは厚生労働省が主管省庁とする放課後児童クラブと、来年度より文部科学省が主管省庁となり事業推進する放課後子ども教室という2つの事業から構成され、それらを一体的、あるいは連携して実施するというものであります。このうち、放課後児童クラブについては福祉部局が地域の実情と保護者からの要望をくみ、計画的にクラブ設置を推進しているところであり、教育委員会も協力して学校等を利用した新たな児童クラブの3カ所増置を計画いたしましたことも、ご案内のとおりであります。

一方、放課後子ども教室は新規事業ということもあり、来年度は試行的に3教室設置の予算計上をしたところであります。文部科学省が示す方針では、空き教室を利用し学校内に教室を設けることが望ましいとされてはいますが、本市においては福祉部局との連携を図りながら、学校のほか児童館等への教室設置も検討したいと考えております。子供たちの安全・安心を考え、さらには家庭の願いにこたえるあり方として、放課後児童クラブと放課後子ども教室の調整を図りながら、平成19年度を試行期間として20年度以降の取り組みにつなげていきたいと考えております。

続いて、学力テストについてであります。議員のお話の中にもございましたとおり、この調査は正式には全国学力学習状況調査といい、実施対象学年は小学校6年生と中学校3年生であります。調査内容は大きく2つに分かれており、その一つは教科に関する調査であり、国語と算数、数学のテストが行われます。

また、もう一つは生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査であります。学習意欲や学習方法、学習環境、生活に関する児童・生徒に対する調査と指導方法や教育条件の整備状況、児童・生徒の体力、運動能力等の状況に関する学校に対する調査であります。

今回の調査の背景には、学校教育の現状や課題について、十分把握する必要があること。義務教育の質を保証する仕組みの再構築に対する社会的な要請があること。国際学力調査の結果に見る学力や学習意欲の低下傾向があることなどが上げられます。

そこで、1つ目は全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把

握、分析することにより、教育の結果を検証し改善を図るため。

2つ目は、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図るためという目的で実施されることとなりました。

一般的には、学力テストだけが誇張されるという傾向にありますが、学習状況についても広く調査するものであり、横手市としても全国的な状況との関係の中で、現状把握し改善を図る必要があるとの考えから、実施することといたしました。今、教育はさまざまな個性を持つ子供たちの状況に、いかに柔軟に対応していくかが問われる時代となりました。子供たちの状況をしっかりと把握し、その対応を真剣に考えていく中にこそ、授業の改善や学校経営の改革があるものと思います。そういった意味からも、この調査に参加する意義は大きいものと考えております。

少し飛びますが、職場で働くルールブックについてのご質問がございました。

この職場で働くルールブックは、労働者の賃金や労働時間などの労働条件の最低基準を定める労働基準法を中心に、いわゆる労働法全般にわたり基礎知識をまとめたものであります。私が読んで教えられることが大変多く、非常によくできた入門書という印象を持っております。現在行われている進路指導においては、勤労の意義を理解し働く人々のさまざまな思いを知り、生徒が自分のあり方、生き方について考えることができるように指導することとなっています。勤労の意義等にかかわっては、確かにこのようなルールブックが必要な部分もあると思われました。しかし、教員の指導資料としては効果的ではあると思いますが、これを副読本とし、これを中心にした指導ということになれば、中学校段階というよりは、むしろ高校生段階での指導がふさわしいものと思われまます。その点をご理解をいただければと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 不服申し立ての周知徹底の件であります。ご存じのとおり、行政不服審査法に不服申し立ての基本となるべきことがありまして、不服申し立てをできる処分をする場合には、不服申し立てができること、それから不服申し立てをする場所、それから不服申し立ての期間を教示することとされております。今回のご指摘につきましては、大変申しわけなく思っておりますが、早急に全庁に不服申し立てができる処分をする際の取り扱いについて調査をしまして、必要なものはその様式の見直しなども含めまして、周知徹底するように努めますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 横手病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 横手病院について、ご質問をいただきました。私の方からは、前段の部分について、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の病院の再構築に至りました一番基本的な部分というのは、先日、32番議員さんにお答え申し上げたとおりでございます。実は、平成11年10月以来、7年数カ月をわたって院内でプロジェクトチームを編成する中で、住民アンケート調査、今の新市の3万2,000の世帯にお願いしてアンケート調査を行いました。それから、一方、職員アンケート調査も行いまして、実はいろいろな話の中で昨年の12月に

ハード面の整備を含めた院内での一定方向が出たわけでございます。

いろいろ話し合われておりますが、主な部分をご紹介しますと、今回の病院の再構築に当たっては、基本的には市民のための優しい病院づくりを目指そうということが一番テーマにいたしました。具体的には、3つの基本的な骨格部分があるんですけども、一つはゆとりのある快適な環境の整備をしようということでは、外来機能の充実があります。ドクターが非常に確保が伸びておりますので、それに比例した診察室を確保するとか、あるいは非常に今現在、問題になっております感染症対策の部分での対応、あるいはいやし等の空間等の部分、あるいは障害のある方々への配慮といった部分も考えております。

それから、入院機能の整備では現在6人部屋になっておりますので、それを4人部屋にしようということ。それから、非常に個室の希望がございますので、個室への特化をしていこうということで、その中で具体的に事例を挙げますと、女性専用病棟を開設しようということも話し合われております。特に、産婦人科病室は快適な療養環境ができるようにということで、特にお産に関しては、特に配慮しようということで、全室個室のユニットシャワーつきのアメニティーの充実を図っていきたいなということも考えております。

それから、2つ目の柱では専門性を発揮した医療の強化ということで、みずからの活路を見出すための医療の展開として、今、病院が持っているいろいろな強い部分もございますので、例えばそれをセンター化しよう。例えば申し上げますと、消化器センター、あるいは生活習慣病センターといった部分を考えております。

それから、非常に病院の市域の重要な部分を担っております健康管理センターをもっと拡充しようということで、今現在、1泊ドックは1日2人しかできないんですけども、それを4ないし5にふやそうということも考えています。

それから、今現在、訪問看護につきましては、訪問看護センターで対応しておりますが、これを訪問看護ステーションに移行しようということで、市内の開業医の先生方とも今後連携を図っていきなと。

それから、透析の患者さんが非常にふえていますので、現在、当院には10床ございます。それを15床までふやそうという計画がございます。

それから、病棟の再配置については、複式化にするために、現在、250床を持っておりますが、230床前後の病棟に再構築しようと考えております。それから、病棟数が現在4病棟になっておりますが、それを入院患者さんの多い病棟とばらつきがありますので、5病棟にしようということで、看護対応を大体1病棟46床ぐらいにしようということも話し合われておりますが、いずれまだ話の段階でございますので、今後、具体的に話を進める場合は議会の皆様とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の看護師のご質問がございました。

昨年10月の医療監視がございまして、その時点での充足は看護師の充足率は160%です。実は、こ

としの4月に採用予定者の内定者は17名でございますが、2月1日付で認定看護師の方を前倒しで採用しております。今後、様子を見ていく中で非常に高度な知識を要する認定看護師の採用というのは非常に大事ですので、今回、当院に応募がございますので、2月1日付で1人確保しております、一応全部で18名の採用という考えであります。

以上です。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 私の方からは財政支援の件について、お答え申し上げます。

今回の横手病院の増改築計画については承知しておるところでございます。これは、院内でドクターを先頭に市民への良質な医療サービスと、また病院の経営の両面から検討された結果だろうというわけで、市側というよりも一般会計上でできる範囲で、できるだけ支援はしていきたいなと思っております。しかしながら、一般会計の台所事情もご承知のとおりでございますので、すべて一般財源での支援というわけにはいかないと思っております。そういうわけで支援のできる方法、あるいは範囲、また少しでも有利な財源を見つけましょうということで、支援に向けて企画課、財政課、あるいは病院を中心に事務的な協議を進めておるところでございます。できるだけ支援していきたい方向で検討しております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 1番立身議員。

1番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございました。時間の関係で委員会でいろいろお聞きできるものはやめて、どうしても今伺いたいことを伺います。

まず、就学援助のことなんですけれども、今お答えいただいた申請者数と認定者数について、申請者数は結局2年間の推移ですけれども78名ふえていて、認定された人は減っているということですね。私、いただいた資料を見ても、それが一つ。

もう一つは、合併前からの引き続きのずっと見させてもらおうと、旧雄物川町とか、旧大森町あたりが結局4割ぐらいの認定ということになっていました。ちょっと、それはどういうことを意味するのか、その辺の数字に対する分析の結果をお知らせいただきたいということが一つあります。

その次に、やはり学力テストのことですが、今このパンフレットをいただきましたし、非常に細かくいただきましたけれども、まず4月24日に横手市では、それを全国に倣って実施するのだということは今把握いたしました。私が今述べたように、これは非常に詳しい個人情報なわけです。そして、ご存じのように、大学入試にあれだけ厳しい牽制をしても、やはり外部に漏えいする事件が必ず毎年あります。しかし、これははっきりとした教育産業の最大手のところ、ベネッセや、あとNTTという情報産業のプロですね、本当に。そういうところに丸投げという言葉は嫌ですが、委託するわけですから、そこで子供たちの個人情報を委託することについての私は非常に危惧を感ずますが、実施するとして公表をするのか、その結果を、どこまで。子供たちには言わないと言いながらも、結局、横手市内でおた

くの学校はこれだけ、おたくはこれだけだというふうにして、校長先生にプレッシャーをかけていくのか。そして、無記名ではなくて、ちゃんと名前も全部書かせるのか、そこをまず伺いたいと思います。

若者の就労支援のことなんですが、私もハローワークに行っているいろいろ伺ってまいりましたが、結局、派遣というのは今若者の間ではトレンドーなんですね。トレンドになっていて、必ず卒業して高校を出たら派遣会社に登録している実態があります。やはり、横手市にある、これ名前を言ってもいいと言われましたので言いますが、MCA、それからユニコー、そういうところは雇用保険もきちっとついているし、大体把握できるので市長がおっしゃった数字ですが、グッドウィルとか、クリスタルサービス、今すごく問題になっていますね。そういうところも横手市に営業所があるわけで、そこから例えば高校できちっと、語弊がありますけれども、卒業しても就職がなかなか決まらなかったと。とりあえず派遣に登録した、そして何カ月間は誘致企業に行く。その次にはガソリンスタンド、その次にはパチンコ店というふうに、とんとんとやられたので、ここの派遣はやめた、そういう実態があります。

今、市長が若者は転々と職場を渡り歩くというような表現をされましたけれども、好きで渡り歩いているのではないんですね。やはり、家にお金を入れなくてはいけないから、朝でも昼でも夜でも、とにかくお金になるところを渡り歩かざるを得ない、そういう深刻な問題が横手市でもあるということ、ご答弁要りませんけれども、そこを何とかご理解いただきたい、把握していただきたいというふうに思います。ハローワークでも把握のしようがない、これ以上、国で規制緩和されたら、もう何ともならないと、非常に危機感を持っていらっしゃいました。そこを、子供たちを守るのはだれかといったら、私たちここの横手市に住む大人たちなんです。そういう意味では、どうやって守ればいいのか、それはみんな全部、全部、派遣会社がだめだということは私は言いません。でも、そこら辺の必要な働く上での義務もあるけれども、必要な例えば有休休暇なり、それからこれだけ長く働いていたら正職員になることができるのだとか、そういうことを教育次長は高校生でいいんじゃないかとおっしゃいましたけれども、16、7の子供たちが、そうやって働かされているという実態では、何とかそこら辺の中学生で、キャリア教育の一つのカリキュラムとしてでも位置づけてもらえないだろうかということ、お願いをしたいと思います。

田中敏雄 議長 小野教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 17年度、18年度と比較しまして、申請者は伸びているのに認定者は少ないのはなぜかというご質問でありました。

17年はご承知のとおり、10月1日合併というふうになりましたので、17年度の当初はそれぞれの旧市町村での認定基準を使っただけの認定作業を行ってきたということが一つあります。

それから、旧市町村でそれぞれ独自の認定基準を用いていたということも事実です。といいますのは、例えば今、横手市では1.2倍まで、生活保護の基準の1.2倍というふうになっていますが、ある町、村では1.3という数字を使っていたところもあると、そのような事情でばらばらになっていたということも、まずあります。

それから、収入と所得の認定の仕方に、これもいろいろと不統一な面があったと。不統一といいますか、独自の制度を設けて援助をしておいたというふうな事情があるということでもあります。ですから、単純に17年と18年では今は比較はちょっと無理なのかなと思っております。

それから、18年度は17年10月からは統一した認定基準を設けていますので、さらに申請も全児童・生徒に出してもらおうよということ、皆さんにその用紙を差し上げております。ですから、出してみて当たればもうけものかなということ、申請される方も中にはおるようです。それやこれやで、ちょっと申請者と認定者のぐあいに多少の変化が生じたというふうに分析しているところであります。

以上です。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 ただいまのご指摘いただいたとおり、情報漏えいについては、以前からさまざまな立場、場所で問題とされてきていたことは事実であります。そういった中で、情報管理について一定の力のある企業が参入したということについては、細かく情報が行き渡ることがないという点では、一定のやり方の一つではないかというふうには思われます。今後、回数がかさむ中で、そういった情報漏えいについての、さらなる厳重な取り扱いについては、精度が増していくものと期待をしているところであります。

なお、公表、公開についてのご質問がございましたが、いわゆる本調査については実施主体が国であること、そして市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県の教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととなっております。また、市町村教育委員会も同じ理由により、域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないということでもあります。

ただ、本調査によって測定できる学力というのは、特定の一部であること、これが今回の学力調査がすべてではないということ。また、学校評価の中で体力なども含めた総合的な教育活動の取り組みの状況が示されるわけありますから、そういった調査結果の分析を踏まえて、今後の改善方策等を十分に検討した、そういった中身を含めて、横手市全体の学校の傾向ということについては、一定の判断を教育委員会としてもしなければいけないだろうと現在のところ考えております。

以上です。

田中敏雄 議長 1番立身議員。

1番（立身万千子議員） また、学力テストについて、もう一つだけ質問します。

これは40年ぐらい前、日本で1961年に一度学力テスト全国一斉にしました、ご存じのように。これは、4年で中止になりました。その当時の総括はあるはずですが、それを踏まえて実施されるということだと思えますけれども、どのように踏まえていらっしゃるのか伺います。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 前の学テ闘争というのがございましたけれども、現在の学校教育

の置かれている現状というのは、かつてとは大きく異なってきているんだろうと思います。今、大事にしていかなければいけないのは、生徒個々の状況を学校でよく見て、個々の生徒の状況にいかに関わせた学習指導を展開し、個々の充実感、有余感を増すのかという点が、まさに重要でありまして、そういった意味で生徒個々の学習状況、学力も含めて学習状況について把握するという事は、そういった個に応じた教育の推進のためには、非常に大事な問題なんだろうと思います。かつての学力テストの結果、行われた問題とされたことは、いわゆる序列化でありました。全体をひとまとめにして学習指導を展開する中での序列化でありました。そういった過去の反省に立った上で、個に応じた指導をどのように徹底していくかといった観点で、横手市としてはこの学力、学習状況調査を実施していくという面については賛成をし、またそれを推進していきたいというふうに考えております。

阿部信孝議員

田中敏雄 議長 14番阿部信孝議員に発言を許可いたします。

14番阿部議員。

【14番（阿部信孝議員）登壇】

14番（阿部信孝議員） おはようございます。

今定例会は17名という多くの皆さんが質問します。私は議会運営に協力する意味で、前段をカットして直ちに質問に入ります。

最初に、市長の市政運営についてであります。

合併から1年5カ月を経過し、ようやく市民、行政当局、そして我々議員も市政全般について、冷静に対応できる状況になりました。今定例会は、合併後2度目の通年予算審議でありますので、重点予算枠として横手市総合計画や、市長のマニフェストに基づく政策事業を慎重に審議してまいりたいと思います。

さて、市長の行動日程を拝見しますと、過密スケジュールが続いており、気力、体力が充実している市長でも大変お疲れのことと思います。特に、市の重要な政策課題や政策決定に十分時間がとれているのか心配です。また、市長の独自性を発揮したり、政策判断に的確な方向性が示されていくのか、多忙のため職員の政策提案を追認の形で決裁されているのではと私も考えたりしますので、市長のご見解を伺っておきます。

最初に、財政計画についてであります。

新市建設計画において、合併後11年間の財政計画が示され、それに基づいて市政運営も比較的順調に推移してきました。ご承知のように、今、首都圏を中心に事業業績が回復し、2年ほど前から高収益が続いており、バブル期をしのぐ状況から、国の税収が大幅に伸びました。当市においても、平成18年度は予想を超える国からの支援があり、平成19年度も景気が持続するとの予測から、地方交付税の増額が期待されます。

当市の当初予算は財政計画に沿う形で提案され、常に守りの姿勢であります。しかし、国の三位一体改革の関係から、収支項目の金額に大きな差異が生じており、この際、実態に合った収支計画を策定すべきであります。また、激しく変動する経済状況、それに伴う国の財政政策を考えると、5年刻みの短期計画を策定することを提案いたします、いかがでしょうか。

次に、市長が公約に掲げた人件費縮減についてであります。

横手市行財政集中改革プランによりますと、当市の職員数は平成19年4月1日現在の予測数値で正職員1,820人、臨時・パート894人、合計2,714人と伺っております。そして、今後10年間の推移では正職員で退職504人、採用80人、これは病院、消防は退職者補充であります。差し引き424人の減員となる予定で、人件費が現在よりも約30億円縮減になると推計しているようであります。一方、隣県の合併自治体で当市より人口規模の大きい岩手県一関市、花巻市、山形県酒田市、鶴岡市と比較したところ、当市より20%から25%少ない職員で運営されております。その大きな要因は、本庁機能が充実しており、総合市庁方式をとっておりますが、当市の分庁方式よりはるかに行政効率が良いと推測されます。人件費縮減計画は、市長の目標どおりに推移しているのか、お尋ねいたします。

政府では平成19年度から3年間、自治体の起債残高のうち金利5%以上の債務を現在の金利水準で借りかえ可能と方針が示されました。当市においても、一般会計、特別会計、企業会計、合わせて81億円の起債残高があり、仮に借りかえ金利の差額が3%としますと、年間2億4,300万円の負担軽減になります。財務当局の方針をお尋ねいたします。

次に、区長の再任についてであります。

区長制については、合併協議で賛否両論があり、市町村議会においても同様でありました。しかし、旧町村長の一部に押し切られる形で決定したと認識しております。そして、合併後の市長の区長選任に注目いたしました。幸い、このように行政経験豊富で市民に信頼の厚い皆様を選任され、それぞれの地域で頑張っておられます。まず、このことに敬意を表したいと思えます。

さて、区長の任期はことしの12月下旬と承知しており、再任できることとされております。先般、副市長2名制が可決になり、ここ数日、天の声が市政に対する厳しい注文をつけてまいりました。その第1が職員数の削減と人件費の縮減、その第2が議員定数の削減、その第3が区長の再任はいかがなものかということです。いずれも、ここに関係者が同席しておりますので、市長に答弁を求めるのがつらい立場ではありますが、ご所見を伺いたいと思えます。

次に、権限移譲についてであります。

政府では、三位一体改革を推進する中で、税源移譲とともに権限移譲を強力に推進しており、住民に身近な事務は市町村で処理することで、住民サービス向上につなげたいとされております。当市においても、現在46項目の事務の移譲を受け入れ処理しており、来年度はさらに10数の項目の移譲について、協議中であると伺っております。まず、来年度移譲を受ける主な項目について、お知らせください。

また、事務の増加に対応する職員体制が万全かどうか。許認可事務など、以前より日数、時間の短縮



がなされているのかどうか。さらに、事務量に見合う交付金が入っているかどうか。少ないとすれば、増額を要求すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市税等滞納者に強い措置をであります。

納税義務者である市民や、市内に事業所を有する法人の中で、市税の未納、滞納者や未納、滞納額が年々増加しており、善良な納税者から市の徴収義務に対し、不平、不満が多く寄せられております。当局も未収金徴収向上委員会を立ち上げ、徴収方法を含めて徴収に努力されていることは認識しておりますが、いまいち成果が上がっていないように思います。まず、徴収方法と成果について、お知らせください。

各自治体では、ますます厳しくなる財政状況の中で、今までの徴収手法では滞納者、滞納額がふえ続けることに、ますます厳しくなる財政に危機感を持っていると言われております。このような状況を打開するためには、法的措置を含めて、強い決意のもと徴収業務を遂行する必要があります。最近、他の自治体の例として、督促状や催告状に応じない滞納者のうち、資産があるにもかかわらず支払わないなど悪質なケースについては、財産の差し押さえや公売しやすい動産の差し押さえを実行しているようです。秋田県においても、新年度から滞納者から差し押さえた不動産、動産をインターネット公売にかけ的事业に乗り出すとされております。当市の状況を調査したところ、平成18年12月末日で市・県民税、法人市民税、国民健康保険税、介護保険料、軽自動車税の未納額が5億7,000万円、平成17年度以前の滞納額が12億2,000万円、合計17億9,000万円の未収金があります。その中でも、滞納額の大きいのは市・県民税、固定資産税、国民健康保険税であります。このような実情を踏まえ、当局として新しい徴収方法を考えているのか、お知らせください。

私は、悪質なケースについては、秋田県と同様、財産差し押さえに踏み切るべきであります。そして、広報に現状を公表し、強い徴収方法を講じることを納税者に理解していただくよう努めるべきであります。市長のご所見を伺うものであります。

次に、新庁舎建設の早期着工についてであります。

新市建設計画の中で、行財政運営の効率化、高度化を推進するため、新市の一体性の速やかな確立と行政の効率化を図るため、合併後5年以内に新庁舎建設の検討機関を設置して、広く市民の意見を聞き、住民生活向上に寄与する新庁舎建設を目指すとされております。

まず、検討委員会の組織と委員構成についてであります。

市長は昨年12月議会において、一般質問に答える形で平成19年度に新庁舎建設について、市民100人規模の検討委員会を設置すると表明されました。その後、設置時期や組織体制、委員構成など、具体的に検討されているかどうか、お知らせください。

市として、この検討委員会で新庁舎建設の是非を問うのか、庁舎建設を前提に意見集約するのかについても、お答えください。

次に、委員選任についてであります。有識者や公募によるものと思われませんが、事業に対する識見

を有する人を多く選任されることを強く希望します。

さて、私がこれから提案することは、新市庁舎建設を前提に検討委員会や市当局の参考になればといい、私の英知と経験、そして多くの情報に基づき、より現実的な提案をいたします。

まず、なぜ新市庁舎建設を急ぐ必要があるのかであります。

その第1は冒頭にも述べたように、行財政の効率化、高度化、第2に市民の利便性の確保であります。現在、使用されている10の庁舎のうち、旧市町村庁舎は建築してから20年から40年以上の建物で、本庁舎としての仮に全面改装しても一体化としての機能は発揮できません。また、駐車場についても現状ではどうにもならない状況にあります。したがって、現庁舎の利活用は費用対効果も含めて不可能であると結論づけました。

ついては、新市庁舎についてであります。

その第1は用地の確保であり、その条件については後段で述べることにしまして、まず駐車スペースについてであります。市民を初め来庁者や職員は、そのほとんどが車を利用しており、乗用車1台の駐車スペースが20平米から25平米必要とされ、さらに冬期間の除雪用地を含めると、3万から3万5,000平米の用地を確保しなければなりません。さらに、庁舎用地、車庫などの附属建物用地などを考慮し、5万平米の用地が必要と思います。

第2は、庁舎内の設備についてであります。近年は、建築資材や設備関連の製品は耐久性を含めて品質改良が進み、20年前とは比較にならないほど進歩しております。高度高速情報通信システム、給排水、空調設備、電気設備、防犯システムなど、安全と機能性にすぐれて維持管理もしやすい構造になっております。

第3に財源についてであります。仮に、土地取得費と建設費で80億円の資金が必要とした場合、合併特例債や自主財源の借入れを含めて、金利2.5%で試算し、さらに交付税算入も含めた推計で実質市負担額が33億円となり、これを30年で償還すると年1億1,000万円となります。この金額は、財政当局にお願いし、試算していただいたもので正確であると確信しております。今、市場金利は低目で推移しておりますが、下がる可能性は低く、財政的にも今決断するときであります。新庁舎の大きなメリットは、機能的で業務の効率化が図られるとともに、現在使用している庁舎の経費など、総合的に精査すると早期着工することが財政面や住民の利便性に大きく寄与するものと思います。市長の前向きな答弁を期待いたします。

次に、建設候補地の選定基準についてであります。

市民が新庁舎を建設する場合、一番関心の高いのは建設場所で自分中心の考えが横行します。そのような混乱を回避できるよう、建設候補地の一定の基準を示し、市民に納得を得ることです。

まず、第1の条件は市民や来庁者の利便性を確保することから、庁舎から半径10キロメートル以内に住民の40%から50%の人口集積があること。車で15分圏内に市民の70%から80%が居住していること。庁舎周辺の交通網が整備されていること。

第2に、上下水道、光ファイバーなど高度高速通信網の敷設が容易なこと。地盤が強固で災害時の避難場所として有効に機能するため、高台に位置すること。周辺の環境がよく、市民以外の来庁者にもわかりやすく新市のシンボルとして目立ちやすい場所であること。さらには、職員など出勤、退庁時に交通渋滞が起きにくい場所であること。

第3に、土地の取得や造成に地権者とのトラブルが少なく、購入しやすい場所であることが建設場所として最適地となります。それでは、そのような適地がどこに存在するかということでもあります。それは、県有地である横手第二工業団地内の県道金沢・吉田・柳田線に近接し、ため池や小公園が隣接する市区画とっておりますが、5万1,800平米であります。この場所は、選定基準をすべてクリアしており、交通アクセスも高速秋田道の横手インターに車で5分、東北中央自動車道湯沢・横手道路十文字インターに8分、国道13号線へ1分、国道107号線に5分、東部広域農道に3分、さらに東西南北に県道、市道路線が数本接続し、車での利便性は他と比較にならないほど有利であります。

また、JR柳田駅に徒歩10分、奥羽交通バス停に徒歩9分、そして県道金沢・吉田・柳田線、JR奥羽本線、秋田道、湯沢・横手道路、国道13号線から見通しのよい好位置にあります。さらに、山を切り土した造成した場所で地盤も強固であります。現在、横手第二工業団地は工業専用地という用途規制があり、用途変更しなければ新市庁舎建設はできませんが、県との協議で解決できる問題です。

また、分譲価格は平成17年度に大幅に引き下げ、平米9,200円、坪当たり3万413円で5万1,800平米取得しても4億7,900万円であります。現在、横手第二工業団地の分譲可能な面積は33万3,000平米あり、県や市においても自動車関連産業の誘致に努力されているようですが、情勢は厳しいものではないかと思えます。この団地は、ご承知のことと思えますが、平成9年に完成し54億円の資金が投入され、現在1社が土地賃貸借契約のもと操業している現状です。この10年間の金利、管理費を加えると、巨額な資金が眠っております。仮に自動車関連の大きな企業の進出計画があったとしても、この土地の南側に10万平米、北側に6万平米の土地があり、短期間で取得、造成が可能で誘致には心配ありません。

私は、この際、県と協議し県道金沢・吉田・柳田線の北側部分17.7ヘクタールを工業専用地域から工業地域か準工業地域に用途変更し、広く企業を受け入れるべきと思えます。ちなみに、由利本荘市の県の工業団地は用途指定はなく、ほとんどの建物が建築できます。

この項の最後に、合併時の合意事項である国道107号線沿いの平鹿町地内に建設する計画についてありますが、少々承諾した経緯がありましたが、協定項目ではありません。この地域は、新市建設計画で農業生産居住ゾーンの中にあり、優良農地地域であります。しかも、低い場所に位置し、大雨による水の被害が心配される地帯であり、道路事情も国道107号線1本で周辺の道路網の整備が必要であります。

以上、現実的な状況をお知らせし、提案いたしますので、市長のご所見を伺うものであります。

4番目に、公営施設の民営化移行についてであります。

まず、冒頭にこの問題を提起するに当たり、私はすべての施設を公営から民営へ移行すべしという考

えではありません。公営でなければ地域や住民、利用者にとって著しく公平性が損なわれ、民営化が困難な施設については、公営を継続していただきたいと思っております。

最初に、保育所についてであります。

ご承知のように、市内には公営、民営の保育所があり、旧横手市は全施設、旧平鹿町もそのほとんどが民営で、ともに長い歴史があります。そして、入所に地域的規制もなく、保護者が自由に施設を選択でき、運営面でも問題はないものと承知しております。

また、保育料についても、公営、民営とも保護者の負担は同額で、運営方法も大差ないものと思われます。しかし、大きな違いは人件費と保育士の年齢構成であり、人件費は公営と民営の差が大きく、民営より公営が約1.5倍から1.8倍の給与が高いようであります。また、保育士の平均年齢も公営は高いと伺っております。この点について、当局から実態の説明をお願いします。

今、国では民でできるものは民で、運営すべしと大方針、官から民へ経営の移行が進んでおります。県内の他市においても、保育所の民営化への流れが加速するのではと思います。当市においても、急激な方向転換は無理としても、まず庁内に検討チームをつくり議論する必要があると思っておりますが、市長のご見解を伺うものであります。

次に、温泉施設についてであります。

当市の温泉施設は直営施設が6カ所、公設民営で第三セクターが運営する施設が3カ所あり、設置場所は旧町村であります。この温泉施設は、旧町村当時、地域の活性化、雇用の促進、地元農産物の消費、観光客誘致などの目的で建設されたものと理解しております。合併後においても、誘客合戦に努力されていると思っておりますが、同じ系列が9カ所あった場合に、職員、従業員の競争意識が低くなるのではないかと心配されます。旧町村当時の対抗意識むき出しの経営戦略を持続していれば幸いです。いかがでしょうか。

先ほど申し述べましたが、全国的に自治体は保養、娯楽施設の運営からは撤退しております。私は、施設が余り古くならないうち、民営化に踏み切るべきと思っておりますが、市長のご見解をお伺いします。

この項の最後に、老人ホームについてであります。

この施設も温泉施設同様、旧町村の誘致の綱引きがあったと思います。当市も高齢化率が年々上がってきており、私も含めて入所予備軍が多く経営的には不安がないものと思っておりますが、できれば公設民営の方向性を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、三大施設の民営化について提案しましたが、移行に伴う職員の身分と給与を含めた待遇の問題が大きなネックになると思います。また、民間企業の経営者は事業に失敗すると名誉と個人の財産を失います。公的機関の経営者、管理者は名誉は若干傷つきますが、個人の財産を失うことはありません。この大きな違いが経営や運営に対する当事者の姿勢が問われます。企業経営者として経験豊富な市長のご所見を伺います。

最後に、山形新幹線の大曲延伸の中止についてであります。

私は1年前、このことについて質問と提案をいたしました。市長の答弁は今まで同一歩調をとってきた沿線自治体との関係から、延伸運動は続けると表明されております。その後、私もJR関係者やJRを多く利用する市民の方々に現状について説明し、意見を求めたところ、大曲延伸に伴う負担する費用、首都圏までの利便性などを総合すると、延伸運動を継続するメリットは考えにくいとの結論に至りました。その代案として、前に提案しました北上線鉄道高速化による特急列車の運行と、秋田新幹線こまちの北上駅停車運動を湯沢市と連携して展開することが、より現実的で実現可能な取り組みと思えますが、いかがでしょうか。

そして、湯沢駅始発奥羽本線、北上線を経由して、北上駅で乗車できるよう、秋田新幹線、東北新幹線、八戸新幹線へ乗り継ぐ運動を積極的に展開すべきであります。これが実現しますと、首都圏、仙台、盛岡、八戸方面へ利便性が飛躍的に増大するとともに、本市への乗降客も増加し、観光産業やビジネスチャンスにも期待できます。さらに、横手駅周辺再開発事業、横手駅東西自由通路建設事業、駅南、駅西開発計画にも弾みがつくものと思えます。市長の前向きを答弁を期待し、1回目の質問を終わりますが、答弁はわかりやすく簡潔にお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 多くのお尋ねがございました。これにつきまして、お答えを申し上げたいと思えます。

まず、1点目の市政運営についてのあり方等々についてであります。まずご指摘のとおり、大変忙しい日常生活をというよりも、仕事をさせていただいております。先日も東京出張がございまして、行ってまいりました。8件ほどの用務があったわけですが、どうしても1日しか時間とれず6カ所だけ日帰りで回ってまいりました。しかし、これは合併間もない新市にとって、割ける時間が非常に少ないのはやむを得ざる状況だというふうに理解しております。そのことによるさまざまな政策の立案の停滞だとか、あるいは的確な判断にそごを来さないような体制というものをつくっているところございまして、具体的にはすべての政策の決定は政策会議の中で行う、その中では多彩な政策会議スタッフの多用な意見のぶつかり合いの中から煮詰めているところございまして、そういう意味では議員ご心配のような職員のペースではなくて、最終的に私の判断でやらせていただく、そういうふうな仕組みにしているところでございます。そのことをお知らせ申し上げたいと思えます。

大変ボリュームが多い質問でございまして、簡単にというのはなかなかまいりませんので、ご了解をお願い申し上げたいと思えます。

まず、1点目の今後の財政の見通しに関する3点ほどお尋ねございました。

まず、建設計画のシミュレーション等々の問題でございまして、最初に平成17年3月に横手・平鹿8市町村合併協議会にて策定されました財政計画、これに示した予算規模と平成19年度当初予算案につい

て、その予算額の比較概要を申し上げたいというふうに思います。

純計後の普通会計予算総額は約467億円となります。財政計画で示された額が約478億円ですので、予算額が計画額を11億円下回る結果となっております。下回った主な内容といたしましては、歳入では市税が約5億円の増、地方交付税が14億円の増、国庫支出金が18億円の減、市債18億円の減となっております。性質別の歳出におきましては、扶助費が約16億円ふえております。そのほか、普通建設事業費が29億円減少しております。この主な要因といたしましては、合併協議会にて策定いたしました財政計画におきましては、小・中学校の統合関係事業費を計画の前期に盛り込んでおったことなどによるところであります。

現在、新市の財政計画を総合計画との整合性を図りながら策定しておりますが、平成19年度末の財政調整基金現在高が約22億円ほどと各種基金を取り崩しても、相当な額の財源が不足する見込みでございます。国では、三位一体改革による個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、国庫補助負担金の廃止と削減、地方交付税制度の改革、骨太の方針2006によります2011年度の基礎的財政収支の黒字化などなど、加速度的に大改革が実行されております。このような状況下、本市におきましては小・中学校の統合関連事業、廃棄物処理統合施設整備事業等々の大型事業が多く控えておりますが、今後ますます地方交付税などの一般財源の確保が非常に厳しい状況が想定されます。そういった観点から、新たに策定する財政計画というものは、国の制度改革等に沿い柔軟に対応する計画である必要がございますので、適宜3年から5年間の期間をめどとしたローリングが必要となると思われまますので、あわせて検討してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

なお、職員数の行財政改革集中プランとの比較のお尋ねがございました。

病院及び消防を除く職員数は、ご指摘にもございましたが、19年4月1日の見込みで1,335人となっております。これに対しまして、昨年3月に策定した集中改革プランにおいては1,351人というふうに示しておりましたので、プランによる計画現数を上回る見込みであるわけでありまます。これは、早期退職によるものでございまして、今後も組織や機構の改革が進むにつれて、この計画傾向は続いていくものと見込んでいるところでございます。今後においては、新たな早期退職特別特例制度、これは仮称でございますが、これを導入いたしまして、転職が可能な若年層の早期退職への取り組みも進め、スリムで機能的な組織体制実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。その結果において、ここ数年間では集中改革プランで定めた削減計画を上回る削減が可能と考えているところでございます。

公債費負担対策に伴う繰上償還の可能性についてのお尋ねがございました。

平成19年度地方財政計画の中で、公債費負担対策として平成19年度から3年間で公的資金の繰上償還などを行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する臨時特例措置が講じられました。繰上償還を行うためには、徹底した総人件費の削減などを内容とする財政健全化計画、または公営企業経営健全化計画を策定し、県及び国、これは財務省であります。共同ヒアリングを受けまして、計画が承認された場

合に保証金なしの繰上償還が認められることとなります。

当市は、実質公債比率が19.1%であることから、金利5%以上の地方債の繰上償還が可能となりますが、現在、金利が5%以上の地方債残高は平成17年度末で政府資金が74億8,565万円、公営公庫資金が6億2,500万円、合わせてご指摘のとおり81億1,065万円となっております。仮に、繰上償還可能資金の全額、あるいは一部を繰上償還とした場合、償還財源は一般財源となることから、現在の当市の財政状況をかんがみれば、非常に厳しいものがあり、民間等資金による借りかえが現実的であると考えられます。財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画の承認を得るための計画内容は、行財政改革推進法などを踏まえ、特殊法人などの抜本的な事業見直しに匹敵する行政改革、経営改革の実施が確実であると見込まれることなど、4つの条件をクリアする必要があり、実際、ハードルが高いのも事実であります。

この制度は3年間という臨時措置であり、また公営公庫資金については、平成19、20の2年間のみということで時間的に余裕のあるものではありませんが、この借りかえを行うことにより、実質公債費比率など財政指標の改善にも寄与することになりますので、関係部局との連携を密にし、借りかえ等の可否について検討をしております。

なお、借りかえによる軽減額ですが、借り入れ1件ごとに利率や償還にかかる残期間が異なっていることや、借りかえの対象がどの程度認められるかによって、後年度の償還利子の軽減額が変わってきますので、現段階では明確に算出することはできませんが、一般論として申し上げますと、例えば20億円の借りかえをし、3%の利子軽減が図られたとすれば、単年度の償還利子は6,000万円軽減されることとなります。しかしながら、先ほども申し上げましたように、起債1件ごとの借り入れ条件が異なっておりますし、償還が進むにしたがって元金も減ってまいりますので、この額が返済終了までの間、軽減され続けるというわけではありませんので、よろしくお願いを申し上げます。

この項の2つ目に、区長の再任についてのお尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、合併に伴いまして市政の円滑な運営を合併直後の仕組み的な激変緩和をどう図るかという観点から、この制度は設けられたわけでございます。まだ合併して1年5カ月、6カ月目でございます。これについて判断する時期にはまだ至っていないというふうに思っている次第でございます。区長には、それぞれの持ち味を生かしながら頑張ってくださいとお願いしております。もう一度頑張ってもらわないと、もうちょっと頑張ってもらわないと、それについては判断するわけにはまいらないだろうと、そのように思っている次第でございます。

この項の3番目に、権限移譲による住民サービスの向上についてのお尋ねがございました。

これについては、県が市町村への権限移譲の推進に関する条例によりまして、当市が処理する事務に要する交付金、これは平成17年度で28項目、469万8,000円、昨年度は40項目で1,132万8,000円となっております。交付金の算定方法は事務区分ごとに、均等割額、人口割額、面積割額及び件数割額の合計から手数料収入がある場合は、その額を控除した額が交付されます。

なお、特例として新規に受け入れた初年度は特別所要経費が加算されております。事務処理1件当たりの単価は、県職員の処理時間による算定であり、市町村職員の処理時間を交付金単価に反映させるよう、今後見直しを要望してまいります。

2つ目に、権限が移譲されたことにより住民サービスが向上されたかのご質問であります。権限移譲の目的は県と市町村の役割を見直し、市町村が自律的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、総合的な行政サービスを住民に直接提供することができることであります。地域の実情に精通した市町村が関与することにより、手続における利便性の向上や迅速化につながります。また、届け出が市町村で完結することで、届け者への通知がよりスピーディーにできるものと認識をしております。

次に、平成19年度の新たな受け入れ項目及び再協議にかかわる項目は、福祉部門で3項目、農業部門で2項目、建設部門で6項目、商工部門で3項目、管財部門で1項目の15項目となり、経由事務を含め合計53項目で移譲率は55%となるところであります。

なお、職員の対応の仕方のお尋ねでございますが、権限移譲に伴い該当部署の事務も多くなる次第ですので、しっかりとした受け入れ態勢と住民サービス体制を整える所存であります。また、必要があれば県の権限移譲推進プログラムにおける市町村への人的支援措置などを活用しながら、県関係部署との連絡調整を行い、公務員としての行政能力の向上と視野の拡大を図って、よりよい行政サービスに努めてまいります。

大きな2つ目、市税等滞納者に強い措置をとるというご質問がございました。

納税課におきましては、現年度分の収納と合わせて、滞納税の徴収整理も常時行っておりますが、滞納者については督促、催告状の発送や電話による催告、必要に応じて直接滞納者との納税相談や納付指導を行い、収納に取り組んでおるところであります。この結果、分納成約を交わした滞納者は18年度分では124人、滞納分では705人、合計829人に及んでおり、少額ではありますが対納税の収納を行っております。

また、本年度の取り組みとしては、職員の県外徴収を6月から9月にかけて実施し、市・県民税の滞納整理に当たっては、以前から懸案となっておりました県税との合同徴収を行うなど、徴収実績を上げてきております。

ご質問は、滞納者に対する措置ということですが、横手市の滞納者の滞税額が300万円を超える人は34名、1億9,259万8,000円となっております。今後の取り組みとしては、引き続き滞納税の圧縮に努めてまいります。滞納者へは納税催告を行いながら、必要に応じて財産調査や預金調査などを実施し、登記簿等の内容を確認しておりますが、債権にかかわる抵当権の記載があり、実際差し押さえを行っても、なかなか換価にならないのが実情であります。しかしながら、他市町村の例もあり、市税を担当する職員には差し押さえ等の執行権が与えられておりますので十二分に活用し、また収納率向上対策委員会も設置されましたので、内部で協議をしながら滞納税の収納確保と滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。



現在は、申告相談期間であります。確定申告による所得税の還付金の差し押さえを中心に実施しております。2月28日現在の実績は126件、563万3,946円の差し押さえ金額となっております。また、今後、動産、不動産の差し押さえとインターネット公売の実施に向けて、経費などの問題も含めて、実施の方向で検討してまいります。

大きい3番目に、新庁舎建設の早期着工をというお尋ねがございました。

幾つかのお尋ねがございましたが、12月定例会でも申し上げました検討委員会についてであります。構成メンバーとしては各地域協議会や地区会議、主な団体代表のほか、女性を中心に地域局推薦による委員構成を予定しているところでございます。また、検討委員会をサポートする機能を持った庁内関係課職員によるプロジェクトチームや庁内検討委員会の設置も予定しております。この庁内に設置するプロジェクトチームや庁内検討委員会では、現状の問題点の抽出や事務処理等における将来の方向性、組織の効率化と人員計画など、実務的な部分で検討を行い、市民委員で構成される検討委員会に検討資料の提供などを行うことを予定しているところでございます。

建設候補地に選定基準をというご指摘がございました。

今申し上げました市民委員で構成される検討委員会は、庁舎建設の必要性を含めた検討を行っていただくことを予定しております。したがって、その結論が仮に建設すべきとなった場合においては、合併協議でなされた協議内容を検討委員会に十分説明するとともに、将来の行政需要や組織、職員構成などの検討に基づく建設計画となることはもとより、地方自治法の規定にある住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払うという条件も加味しながら、候補地の選定を行ってまいりたいと考えております。

4番目に、公営施設の民営化移行についてのお尋ねがございました。

現在は直営のもの、指定管理者制度によるもののいずれかに公的施設は管理運営されているわけですが、このうち直営施設につきましては、この後とも指定管理者制度を積極的に導入することで、住民に密着した柔軟なサービスを提供できる主体による管理運営に移行していきたいと考えているところでございます。そうした中で、特にご指摘いただきました保育所、温泉施設、老人ホーム等、介護サービスの施設につきましては、施設設置当時と現在の行政サービスのあるべき姿や、少子高齢化によるサービス受益者の変化とあわせ、建物本体の老朽化度合いなどを勘案し、その設置のあり方も含めた管理運営のあり方を検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、5番目の山形新幹線についての幾つかのお尋ねがございました。

ご指摘のとおり、延伸の取り組みは非常に厳しい状況にあることは認識いたしております。しかし、一方では当市を含めまして、関係地域にお住まいの方々にとっては、切実な要望であることも、また事実であります。そこで、単に新幹線の延伸にかかわらず、まずは新庄・大曲間の快速列車の運行など、奥羽南線の高速化に関係自治体と協力しながら取り組み、利用率の向上を図りながら、粘り強く運動の展開を図ってまいりたいと考えております。

北上線の高速化運動の展開につきましては、現在も岩手秋田県催交流事業の中で北上線の利便性向上のため、北上市は西和賀町などとともに、ＪＲへの要望活動を行っているところであります。また、新幹線の延伸同様、利便性向上の要望を実現するためには、何よりも利用促進が大きな課題であるところらえ、今年度は北上線沿線をＰＲするテレビ番組の放映や、ＰＲビデオの作成を行うなど、関係自治体などと連携を図りながら活動を展開しております。今後も、このような取り組みを通じて、利用率の向上を図り、北上駅における乗り継ぎの利便性が向上するよう、ＪＲに対し引き続き強く要望を行ってまいりたいと思います。

以上であります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 保育所の現状について、お尋ねがありましたので、私の方からお答えさせていただきます。

現在、横手市内には公立の保育所がへき地を除くわけですが10カ所、それから私立の保育所が19カ所ございます。この関係でございますけれども、議員仰せのとおり、職員数の年齢構成については、ほぼ議員仰せのとおりだろうというふうに思っております。公立の関係の職員数でございますけれども、正職員が91名、非常勤職員が67名、合わせまして158名という職員数になってございます。それから、私立の保育所の関係でございますけれども、294名の職員がございまして、20代の保育士さんが113人という、38%も占めてございますので、議員仰せのことと現状はそういった状況になっているのかなというふうに分析されます。

以上であります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

近 江 湖 静 議員

田中敏雄 議長 10番近江湖静議員に発言を許可いたします。

10番近江議員。

【10番（近江湖静議員）登壇】

10番（近江湖静議員） きょうは午後から4人の方が一般質問に登壇する予定であります。大変お疲れのところ、ご苦労さんでございます。緑風の方から一般質問に参加をさせていただきます。

早いもので歴史的な大合併も3年目に入り、本格予算議会は2年目の3月議会を迎えることができま

した。今、卒業式のさなか、そして新入学、転勤、就職と別れと出会いのドラマが生まれる慌ただしい節目の季節でもあります。

初めに、私のまちの市長室では聞くことのできない下々の民の声をちょっぴり話させていただきます。まだ合併して10万都市になってよかったなと言う人は、残念ですがほとんどおりません。そのとおりです。合併しなければ、今より悪かったと私は弁解し、押しつけおりますが、何かむなしくやるせない気持ち率が率直なところでございます。高齢者、先ほど言われました年金生活者からは、昨年からの老年者控除や定率減税の廃止と低年金受給者への課税、市民税と国保税のはね返し負担、来るべく6月と7月には大幅アップの令状が配布されます。その矛先も合併に向けられている傾向でもございます。地元企業に働いている若者の皆さんの職場では、ボーナスゼロ、賃金カット、時間外手当なしのサービス残業の労働環境で、歯を食いしばって頑張っておるところであります。

地元経営者は、異常暖冬も重なり極端な売上不振、建設関連業者は大幅な受注減で廃業がふえております。都市と地方との格差が国政問題となっておりますが、現実この地域は増税と福祉の切り下げ、市民生活は厳しい環境になっておると思います。

市長、あなたは秋田県のセカンドシティー、10万都市横手のトップリーダーでもあります。この現実をしっかりととらえ、力のない、体の弱い市民に、その生活維持と向上に向けて、少しでも元気が出る政策をスピードを出し実践をしてくれるよう、多くの市民を代弁して、この場から強く希望をしておきます。

それでは、通告に基づいて質問に入ります。

1番、新年度の予算編成の重点施策についてであります。

2日前に、国の三位一体改革による所得税から市民税に税源移譲と新型交付税について報道されておりました。国からの地方税総額の10%を新型交付税にすると、全国では約30%の減額となる。今までの交付税配分手法が複雑になることから、人口、面積を基本に簡素化することに導入した。そのための要素として、除雪費が多くなる寒冷地割り増しの調整措置のとられること。まだ10万3,000人、700平方キロ弱の当市の交付税が大幅にふえると考えられますが、どのように試算をしておりますか。

また、地方譲与税の配分として、県全体で89億円であり、市町村分はその38億円分となっております。当市の増収分は、どう試算できるのでしょうか。いずれ、10億円近い増収になると考えられますが、6月議会で補正財政調整基金で積立金がふえることになるとと思いますが、この点についてもちょっとお聞きをしておきます。

こうした背景の中で、合併2年目のまちづくり計画予算を従来の積み上げ方式から枠配分方式の分権型予算を採用しております。旧市でも採用している予算編成方式でもあります。職員のコストの意識の徹底、そして経営管理手法等、市民サービスに対するニーズをつかむこと。行政と市民との役割分担、自己決定、自己責任プラス説明責任の三大責任がはっきりすると受けとめております。合併10万都市の予算編成にしては、私は適当ではと思っております。反面、一定の額、枠内での選択、調整、事務能力

はどうなっているか。表面に出ないロスもあるのではないかと、予算編成の型を軌道に乗せながら、その追跡調査も分析も必要であると思いますが、いかがでしょうか。

そこで、歳入についてでありますけれども、簡潔に要約すれば一般会計462億7,000万円、対前年9億2,000万円ほど、2%の増となっております。国の三位一体改革による税源移譲等、定率減税の廃止で個人市民税が8億円ほどふえた。逆に、地方譲与税は6億5,000万円減ったとの説明をいただきました。地方交付税ですが、前年より9.4%で15億6,000万円ふえ、183億円の計上をしたようであります。3月補正後の実績は約190億円となっており、約4.1%、7億円の減となっております。普通交付税は、地方財政計画4.4%の減であるが、4%の減で対前年より7億2,000万円の減としたと。合併関係の特例部分があると聞いておりますが、決算見込みとの差が大きいのではないかと。市長も甘かったとか、あるいは新聞で乖離があったという表現を使っておりますけれども、私からすれば誤算の積算ではないか、誤った誤算の積算ではないかとも受けとめられますが、前年とことしの積算根拠について、その点についてお尋ねをしておきます。

それから、市民税個人分は対前年補正によれば8億9,000万円の増であります。法人分は、逆に4,200万円の減として計上しております。市民税個人分と法人分の景気の見通し、積算表について、いま一度聞いておきます。

次は、新年度新規予算の重点施策であります。

行政サービスを高めて、行財政運営の効率化を進め、事業の選択と取り組みについて説明責任を果たす、協働のまちづくりを進める、そのために8地域それぞれの特性を出すための政策事業枠、地域局枠を設けた。大変、結構なことであります。地域局提案の概要を見れば、元気の出る地域づくりで新規として側溝改良の構想の生活環境の整備、2番目に防犯灯、ガードレールの安全・安心対策、3番目、アヤマ公園や芝ざくらの再生、その他白鳥の関係や観光施設の関係がありますけれども、若杉国体の観覧の駐車場や整備以外については、通年、従来も継続の位置づけで新市でも当然に継承しなければならないハード事業ではないかと思われまます。地域協議会や地区会議と地区との連携、住民との協働のまちづくりの関連と、そのプロセス、それぞれの地区会議の現状と開催状況と課題について、この場で聞いておきます。

3つ目、やさしさあふれる元気なまちづくり、健康福祉事業であります。

その中の「健康の駅」推進事業があります。市民の健康づくりセンター、特に高齢者の介護予防活動の拠点として、健康の駅事業は既存の地域拠点では、開設してわずか1年余りで1万人余りと報告されております。このまま推移すると、一挙に倍増する勢いであると思います。私もみずから体験をして、週1回1時間の筋トレメニューで体調維持や転倒防止トレーニング、そして手ごろの集団、コミュニティー組織と、まさに一石数鳥の元気な人づくりそのものであります、効果抜群であります。

そこで、現状、横手地区では16カ所の小規模駅拠点があって、それぞれ定期的に活発に行われ軌道に乗っていると聞きました。その現状と新年度の拡大計画について聞いておきます。

小規模駅を多くつくることによって、多くの希望者が出てきます。その指導体制は、どう構築していくのか。課題とされるのは、健康運動指導員の確保であります。健康保健師の確保の見通しについては、どうなっているか。また、高齢者の寄り合い場づくり、それもちょっと新聞に載っておりますけれども、県の関係で。それから、歩いて健康づくりは、その事業の具体的な行動計画と内容、そして小規模駅との関連はどうなっているのか、お尋ねをします。

4つ目は、新規政策事業として若者支援事業がありました。

就職する気がない、学校にも行かない、いわゆるニートと呼ばれている若者に対して、本人と親に対する支援施設となっております。県としても、ニートの実態調査を行っておるようですが、ほとんど実態はつかんでいないと、つかめないと聞いております。安全・安心のまちづくりの児童・生徒の登下校時の安全に対する会議では、常に話題として取り上げられております。大変、時期を得た施策でありますけれども、保健衛生課ではその調査や手法について、お尋ねをしておきます。

大きい2番、学雪のすすめ「地域の除雪力」による生活道路の除排雪態勢についてであります。

今冬は、平成18年豪雪と名づけられた昨年とは打って変わった観測史上に残る大暖冬、少雪、多少冬晴れの連続でございました。秋田地方気象台の観測によりますと、2月までに市内の最深雪積量は104年ぶりだそうです。月間降雪量は最低、真冬の温度もほとんどなしと発表されております。よく会う住民の皆さんからは、早朝ブル何回出たべ、除雪費何億円浮いたんべ、それがあいさつがわりでございませう。我が地域住民や高齢者は毎年の苦しい雪からは開放されまして、天の恵みでよかったなと、ひと息ついているところでありますが、反面、冒頭申し上げたとおりに、建設業や除雪業者にとっては、失業状態であります。スーパーや商店、飲食業者も売り上げは昨年の半分のため息と悲鳴が聞こえてくるきょうこのごろであります。

さて、私は10数年前から除排雪の課題ナンバーワンは日の当たらない地域、市道幅員3メートル、6メートルぐらいのいわゆる住宅密集地の個人、工事対策としております。除雪協力会組織をつくって、長年の実践活動の中から私は現行の除雪態勢の問題点を洗い出して、構造的に見直しを求めておりました。その一つは、除雪協力会との3点セットの導入とあわせて、排雪計画を組むことであります。2番目は、委託業者、オペレーターの教育訓練は市が直接責任でもって行うことであります。3番目は、年々深刻化してきている早朝除雪による雪寄せ場の確保、そのための空き地所有者への青森方式の固定資産税減免やその他の見直しを提供すること。4番目は、五十嵐市長の目玉施策であった融雪池、融雪槽の全地域の普及、奨励、そして合併浄化槽の改良、再利用制度の活用などであります。

1月10日号でしたか、朝日新聞秋田版に大きな見出しで「横手でスタート、大雪の処理、市、町内会、業者が相談し改善策、雪おろし部隊3者協定」も大きな報道となっております。2月1日の市報では、地域の除雪力を高めるために、学雪のすすめという、市長がつくった形容詞だそうですけれども、確かに市長らしい外向きの観光用のネーミングとして受けとめて、大変お上手な発想で評価をしているところであります。その中で、1番目の地域町内、市、業者、3者の検討会、共同作業として費用は、

除雪の機械は市、ダンプは町内会、いわゆる今実施している3点セットそのものであります。地域で何よりも困り難儀しているのは、3番目の雪おろし場の3者協定であります。土地の賃貸契約を3者で結ぶ、町内会は春先の清掃作業、市は排雪作業をやる、土地所有者、町内会、市の3者で無償賃貸契約書を起工する。そのことで、雪おろし場を確保する。ただし、スノーダンプだけの雪おろし場で除雪車の雪おろしはだめと、こういう問題がありました。

数年前も地域町内会で、除雪協力会を発足して汗をかいている立場とすれば、この協定は改革前進とは言えないのであります、進歩がありません。新味のない名目的な契約内容であると言わなければなりません。そこで、お聞きしたいのは、1番目の制度をスタートされたと報道されておりますが、議会にも説明もなし、いつ各町内会に呼びかけしているのか。

2番については、問題の雪おろし場確保については、春先の清掃作業や排雪作業だけでは空き地の確保は難しい、非常に無理な現状でないかと思われまます。これは、市でも十分わかっているはずであります。何らかの呼びかけ条件を出すのが市の役割だと思えます。共同と言っても、空き地所有者の100%は町内外、そして不動産業者であります。ただのお願いほど実現不可能であります。現状や課題を、どうお考えになっておりますか。

3番目は、融雪溝や消雪パイプの敷設の不可能な地域で、補助事業で大きな効果を上げている先ほどの融雪池であります。そして、不用浄化槽の再利用であります。これも、やはり中身見て活用されておりますけれども、その啓発の文言は一つもありません。この制度の効果等、今後の啓発をどのようにしてお考えになっているか。地域町内の除雪力を高めるための学雪のすすめと受けとめましたが、今後の町内会の呼びかけと、その後の具体的な手順について聞いておきます。

次は、大きい3番の人事考課制度の実施状況並びに機構改革と人事についてであります。

市長の重大公約の一つとして、市民の期待にこたえられる職員の育成であります。

人事考課制度や目標管理、そして研修の充実により能力のレベルアップを図る職員育成であります。昨年、行財政計画改革実施計画書の配付を受けました。市民ニーズにこたえられる人事体制の確立でありました。庁内プロジェクトチームの設置や改善活動の実践、セミナーの開催などでありまます。また、庁内の推進役となるセルフアセッサの養成、そして内部審査の評価の実施など、大企業並みのメニューで人材育成の行政経営品質向上活動が実施されていると考えるものであります。こうした職員教育の、この1年間の具体的実施状況と、その成果をまず聞いておきます。

次は、新年度人事異動の重点部門であります。

まちづくりは人づくりから、よく使われている言葉です。企業も人となり、行政サービスによしあしの人材であるとのことは、この教訓は古今東西IT時代の今世紀でも変わるものではないと私は思っております。市長も助役も長年民間企業のトップに座って実績を上げてきた経営者であり、かつ組織経営理念を身につけている人材でもありますと思っております。言うまでもなく、民間は売り上げや利益追求のみの成果主義であります。私も30年近く結果数値による業績第一、赤字は罪悪、そういう風土で人

事評価で責められ、また責めてもきた経験もございます。今では、貴重な精神訓練と思っております。役所は、部、課所、それぞれ個々の成果を具体的数値ではじき出すのは難儀であり、無理ではないかと思われま。基本は市民に対するわかりやすく、親切的な行政サービスを提供する、職員の意識改革そのものであると考えるものであります。

平たく言えば、簡素で効率的行政手法による効果的なサービスの提供であります。つまり、市民に必要とされ、困ったときに頼りにされる市役所でもあります。大合併後3年目を迎え、10分庁という広範的大組織であります。本庁と地域局、センターなどの地域機構と人員配置が複雑多用で必然的に管理者の責務と指導力が問われております。4月から副市長制になることから、市長としては今までになかった庁内抜擢人事を断行した、率直に評価をしておきたいと思ひます。マスメディアも県内初の女性登用と大きな見出しで報道されました。小野副市長には大変な重責でありますけれども、市長が評価した能力と力量を十分出して頑張っていたきたいと思ひます。期待をしております。

そこで、組織機構と人事の新体制であります。

清新さ、勤労意欲の向上、適材適所の人事三原則は今も通用しております。大きな組織で求められているのは、何でも無難にこなせるオールマイティー、ナンバーワンよりも仕事をそれだけのオンリーワンが重要視をされておるようであります。当市の職員は旧8市町村につき、それぞれの優秀な人材ばかりであり、かつ得意能力や専門知識を加味されている職員が多いと聞いております。市長は、人材育成過程の中で管理職員の人事評価を、どう受け、どう配置をしようとしているのかを聞きたいと思ひます。

市長方針の中で年度末の退職予定者は、市長部局、各行政部で44名となっております。定年退職は30数名と聞いており、20名弱が早期希望退職者となります。早期退職者が多いのは、若干将来的に不安も感じないわけではありません。

そこで、質問は1番目として、本庁と地域局の業務の見直しによる双方連携した職務体制、これを具体的に地域局をどう見ているか。言っているとおり、不特定多数の窓口対応や苦情、困り事相談は何といっても地域局であります。区長を中心に地域局が活動しやすい機能的な体制とありますが、人の配置、人員は現状どう改良、改善していこうとするのか。

次は、部、課の見直しで統廃合をするとなっておりますが、具体的にどのような業務の範囲の見直しをしていこうとしているのか。

3番は、部、課所長の評価と適材適所の申告の関連、本人希望はどう反映していこうとしているのか。また、同一職場による年数基準となるようですけれども、それをどう考えているか。この1年で、各地域局と各地区から耳に入ってくるのは、本庁と地域局、各課所との連携が機能していない。まして、横の連絡もまずい、本庁だけが権限と情報を持っているのではないか、私の耳が悪いせい、そう聞こえました。地域局の人は適材適所なのが多いではないか、こういうことも聞こえてきております。要は、各職場は意欲と緊張感のあふれる生き生き職場環境づくりが人事であります。そのため、区長、部、課長、管理職の統制指導能力が職場活性化の必須条件であります。4月人事の重点部門と、その規模につ

いて、お尋ねをしておきます。

以上で第1回目の質問を終わりますけれども、この3月で定年を迎える建設部長、横手病院事務局長を初め34名とお聞きしております。日本経済を握っている団塊の世代でございます。長い間、本当にご苦労さんでございました。特に私は、この20年近く佐藤、菊谷両氏には何かとご指導とご協力をいただきました。改めて、この場をかりて感謝と御礼をさせていただきます。今、人生80年の時代であります。還暦はまだ青年であります。人間の本当に仕事ができるのは、60歳を過ぎてからと教えられました。これからが本当の勝負です。長年の行政経験と持てる能力を生かして、横手市政発展と市民生活を守るために、県政、市政、市長なりに参加を目指して決起をしていただくことを、この場から期待をして御礼とさせていただきます。ありがとうございました。第1回目の質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、新年度予算編成の重点施策について、3つお尋ねございました。

まず1点目でございますが、地方交付税の積算のあり方について、予算計上のあり方について、お尋ねがございました。

ご指摘もございましたけれども、平成18年度の普通交付税は交付決定額が予算額よりも大幅に上回る結果となりましたが、これは合併補正や合併算定替えの効果が当初の想定より大きかったことや、不交付団体がふえたことなどのためと分析しているところでございます。19年度の普通交付税の積算に当たりましては、この反省を踏まえまして、平成18年度の交付決定額をもとに、より精度が上がるように予算を作成したところでございます。

地方財政計画では、地方交付税は前年度比4.4%減となっておりますが、予算の積算に当たっては、基準財政需要額の減や三位一体改革による影響を見込みまして、平成18年度決定額の4.0%減としておるところであります。三位一体改革の基準財政収入額への影響は、所得譲与税がなくなるものの個人市民税の税源移譲分が100%収入として算入されますし、また新型交付税の影響は11月の試算では6,700万円の減と見込まれていましたが、2月の試算では2,300万円の増と見込まれておるところであります。

2つ目の個人市民税についてのお尋ねがございましたが、10月現在での課税標準をもとに、景気などによる伸び率の調整を行い、それに税率改正による増減を加味して予算を立てますが、個人所得が伸びていない状況にあり、平成19年度当初予算は税源移譲や定率減税廃止により増収となっておりますが、税制改正がなかったとすれば、6,000万円ほどの減収と見込んでおるところであります。法人市民税につきましては、景気の上昇は地方まで及ばず企業の減益が続いております。19年度の見通しも大変難しいわけですが、現状では期待できる状況にはないというのが判断でございます。

2つ目に、地域局提案枠、いわゆる元気の出る地域づくり事業についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、地域課題を解決するためのハード事業と、地域の特色ある取り組みを支援する



ソフト事業の2つの事業により構成されており、各地域局が主体となり地域協議会、地区会議や各種団体との協議を重ね実施する事業を決定しております。

また、地域協議会につきましては、これまで横手市総合計画や小・中学校の統合案など、市の諮問事項の審議や地域づくりに関する委員会の委員からの提案事項の協議を行い、発足以来各協議会では5回から8回の会議を開催し、活発な議論をいただいております。さらに、昨年の11月29日には地域協議会委員が一堂に介し、懇談会を開催し、各協議会会長より会の運営状況等の報告をいただき、その上で委員相互の意見交換などを行っております。委員同士の交流や情報の共有が図られ、大変有意義な懇談会になったものと考えております。

地区会議の概況については、平成18年度当初においては、市内36カ所に地区会議が設立されております。各地区会議とも、地域住民と地域に居住する職員が協力し、総会のほか数回の運営委員会を開催しながら、本年度主体的に取り組むソフト事業や地域課題を解決するためのハード事業を決定し、それぞれの事業を実施しております。今後とも、地域住民の方々に会報などにより地区会議を十分周知し、理解していただきながら、多くの地域住民の参加による市民協働の元気なまちづくりを推進したいと考えております。

この項の3つ目に、健康の駅の事業について、お尋ねがございました。

現在、横手地区内では16の町内会単位での小規模健康の駅が開催されておまして、登録者317名、1会場当たりの平均参加者11.8名となっております。参加者の平均年齢が75歳ということもあり、転倒予防に効果のある運動を中心とした活動を行い、定期的実施する体力測定などにより、事業の効果検証を行っております。小規模健康の駅では、特別な運動機器などは使用せず、自宅でも実践可能な運動方法を行っており、そうした環境下での運動でも転倒予防への十分な効果が得られております。しかし、高齢者の運動実践につきましては、腰痛、ひざ痛などの整形外科疾患、高血圧症などの循環器疾患などの危険因子を有する方がほとんどであるため、運動指導の専門家による目と技術指導が重要となります。したがって、今後、小規模健康の駅を全市展開する際、指導スタッフの育成と確保を図っていく所存であります。

健康の駅に関連いたしまして、高齢者の寄り合い場づくり事業でありますけれども、平成19年度は住民の生活実態調査の1年と考えておるところであります。具体的には、全市を東、西、南の3ブロックに分け現地調査を行います。市南部では、増田地区において形態は違いますが、既に健康の駅活動を開始している地域がありますので、市東部の山内地区と市西部の大森地区から、各1集落ずつをモデル地区に選定し、現地で生活している高齢者の皆さんが必要と考える寄り合い場のあり方をともに考え、準備に取りかかる予定であります。

寄り合い場のテーマは、横手地区で先行的に取り組んでおります転倒予防を目的とした健康運動や閉じこもり予防、世代間交流を目的とした生きがい、交流、そして地元で収穫された野菜などの直売所や地域防犯などを目的とした社会参加などを想定しております。寄り合い場開設後も、現地で暮らす高齢

者の健康度の変化について追跡調査を行い、地域ニーズの変化に応じた寄り合い場づくりを進めてまいります。

なお、平成19年度予算は調査研究事業費として約32万円計上しております。

続きまして、歩いて健康づくり事業につきましては、健康づくりにおいて最も接点の薄い働き盛り世代へのアプローチとして、高機能万歩計の貸し出しを行い、生活習慣病予防に取り組んでいただこうというものであります。具体的には、市民健診などにおいて生活習慣の改善が必要と判断された19から59歳の方、約50名を対象とし、ご本人の生活習慣改善目標の設定から、2カ月ごとの万歩計データの分析結果による定期的な健康相談まで、1年後の健診結果に効果が反映されるよう支援してまいります。

なお、19年度予算は高機能万歩計などの購入費として約82万円計上しております。

この項の3つ目に、若者支援事業についてでございます。

そもそもニートという言葉には、何々をする意思がないという意味はないと。何々をしていないという状態をあらわしているに過ぎないというふうに言われております。したがって、病気や障害などやむを得ない理由で就業、あるいは就学状態にない方も、この中に含まれております。本事業は、第1段階としてやむを得ない理由に上げられているものの中から、心の健康に起因する部分に取り組むものであり、まずは軽度の引きこもり、閉じこもりなどのつまずき、立ちすくみなどを解くことや、そこからの脱却を望む若者への支援を目的としております。

まずは、把握し切れておらないこれらに該当する若者について、保健、教育などの各担当が持っている情報を集約するとともに、精神保健などの専門家による講演会などにより、この事業を周知し関心を持っていただき、健康の駅拠点を集いの場として提供いたします。そして、そこへ集う事業対象となる若者や親、家族に対し、相談への対応を初め、まだ検討中の一例ではありますが、社会参加への準備となる体力づくりとしての運動指導や、市事業への有償ボランティア参加などの就労体験といったメニューを提供し、社会参加や就労意欲へのきっかけとなるような内容で計画をしております。

大きい2つ目に、学雪のすすめ、地域の除雪力による生活道路の除排雪態勢と雪おろし場3者協定の効果についてのお尋ねがございました。

平成18年度豪雪を踏まえまして、雪について学ぶ備えの実践という観点から、昨年11月に学雪のすすめ、雪と仲よく暮らすルールブックを策定したところであります。このルールブックについては、市のホームページに掲載やマスコミなどを通じて広報したほか、市報2月1日号で1つは3点上げておりますが、1点目は地域の除雪力向上事業、2つ目は生活道路除排雪協働事業、3つ目に雪おろし場3者協定であります。その概要についてお知らせをしております。

しかしながら、異常とも言える今冬の暖冬によりまして、除排雪作業が少なかったため、これらの制度が市民の皆様へ浸透していないのが現状かと思われまます。ご指摘のございました不用浄化槽活用制度につきましては、平成16年度と17年度において、それぞれ1件の実績がございましたが、今後、要望があれば対応してまいりたいと考えております。

また、雪おろし場の確保についてであります。固定資産税の減免を行っている自治体もあると聞いておるところであります。市としては春先の町内会による清掃作業と、市による排雪作業を約束する土地無償賃貸契約書を取り交わすことで確保しようと考えているところでもあります。いずれ、ことしのような暖冬が今後も続くとは考えられませんので、豪雪地帯における安全・安心な地域づくりを行うため、今回策定した学雪のすすめを、さらに充実させながら、諸制度についてもっと広く周知してまいります。

3番目に、人事考課制度の実施状況並びに機構改正と人事についてということで、多くのご指摘がございました。これについて、まとめてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、現在、地域局と本庁の連携のあり方、組織体制のあり方についてでございますが、現在、地域局が行っている業務のうち、全市的に取り組むべき事務事業につきましては、地域局と連携をとりながら本庁業務として、これから取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。この全市的に取り組む事務事業については、例えば栄養指導業務であるとか、米生産調整関係業務であるとか、国・県補助の伴う農林整備事業であるとか、県南工業振興会関係業務であるとか、全国展開すべき観光物産関係業務であるとか、発酵文化研究所に関する業務であるとか、あるいは大雄にあります実験農場に関する事等々を想定しているところでございます。このことから、新年度において8地域を全体で43名ほどの職員減となりますが、地域局の組織機構は現在の体制で進めたいと考えております。

部、課の統廃合で守備範囲がどう変わるかということでございますが、課の廃止につきましては、秘書広報課を廃止いたしまして、秘書担当を総務課に、広報担当を企画課にそれぞれ移管いたします。また、市民課と国保年金課を統合し、関連業務の統一化を図ることとしております。あわせて、防災関係業務を総務企画部に移管し、災害発生時に対する迅速な対応と連絡体制の充実を図ることとしておるところであります。

3つ目に、部、局、課、所長の評価と適材適所の申告と本人希望の人事受け入れについてのお尋ねがございました。

今年度は、人材育成に主眼を置いた人事評価、能力チェックというものをトライアルした、試みをしたところでございます。これは、トライアル、試みでありまして、人材育成を主眼としたものであり、人事には反映いたしておりません。今後は本実施に向け、さらに研究検討を重ね、人材の育成、適正な評価、人事配置につながる制度として充実に努めてまいりたいと思っております。

適材適所、本人の申告希望の関係であります。昨年12月に全職員を対象に職員意向調査を実施いたしまして、意向の把握を図っております。また、1月には各所属長ヒアリングを行い、適性や各職場での勤続年数等の情報把握を行っているところでございます。これらを十分尊重しながら、人事異動の作業を進めているところであります。

なお、作業終了後には本人の申告、意向の達成度合いについては、公表いたす予定でございます。

4月人事の重点部門と全庁の規模についてでありますけれども、本年1月に定期人事異動に関する基本方針を定め、作業を進めているところであります。重点的に取り組む事項としては、新市一体感の醸成と均衡ある市民サービスの提供を目指し、一定程度の交流人事を行う。2つ目は、女性職員の管理職登用を積極的に推進する。3つ目に、採用後同一職種に3年以上在職する職員は、原則配置転換を行う。この3点を重点に進めているところであります。

全庁規模については、退職者が53名、採用予定者が消防が8名、一般職7名の15名であります。異動の規模については、現在、作業中でありまして、もう少し時間をちょうだいいたしたいと思っております。

なお、異動の内示は3月20日を予定しているところでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ご質問の中で、経営品質向上の実績についてのお尋ねがありましたので、お答え申し上げます。

まず、18年度ではセルフアセッサーを5人養成いたしました。合計で15名になります。それから、セミナーを開催いたしました。これは、内部の者については部局ごとに、できるだけ全職員が参加できるように、30回ほど行いました。それから、外部講師を招いては1回やります。

それから、年度当初に目標管理シートを作成して出させていただいてまして、けさちょうどお話ししましたが、これの評価、振り返りシートを出していただくということで、その目標に対して達成度がどれくらいかというのを、自分たちで把握するような取り組みもいたしております。

それから、幹部経営会議を年2回部局ごとに行っておりまして、市長が直接管理職の皆さんと意見を交わし、施策の進め方などについて認識を一致させるように取り組んでおります。

このほか、マナーアップ研修とか、分権型予算編成もそうありますが、それらもトータルで組み合わせながら、職員の意識向上に努めているところであります。

以上です。

田中敏雄 議長 10番近江議員。

10番（近江湖静議員） ありがとうございます。時間の関係もございますので、簡潔に特に具体的な活動、行動について、さらに聞きたいと思っておりますけれども。

まず、雪の関係でございますが、この制度の考え方については理解できないわけではございませんが、中身の問題であります。何で新しい内容にならない、名前だけが新しいということで、それで部長十分にわかっているとおり、数年前に旧横手においても、モデル地域を設定して、そしてそれぞれ1年間研究等もした経緯があります。そのときにも、やはり雪おろし場の問題が出ておりまして、何らかのくどいようですけれども、なぜ固定資産税も12分の1でも、12分の2でも、そういう制度ができないのか。あるいは、市長の要するに目玉、今、目玉がないからとられてしまったけれども、融雪槽、融雪池、年々合併施策によって補助金が減額されます。これでは、制度でもって雪を持っていく土地、除排雪に

ついて、こういう協定を生かそうというかけ声はあるけれども、中身になっていないと、そう言わざるを得ないというのが私の趣旨であります。

当然、やはりそういう今この3者協定を結べば、雪おろし場を確保すれば、そういうある程度市の方で負担するような内容を盛り込んで、3者協定とかなければならぬ。もちろん、空き地確保については、我々は地域においても接触もしております。ですけれども、そういう隘路が問題がある。ですから、単なる清掃とか、草むしりとか、そういうことでは心配しないということなので、今後、具体的にそういう内容を入れて、融雪池、融雪槽、それから合併浄化槽の再利用、これがほとんど進んでいない。宣言啓発が足りない、足りないと言っておりますけれども、どうもそういうような下の本当の具体的な活動をしている地域における、そういう要望がこの中に入ってこない、非常に残念であります。その点について、今後、この制度をさらに有効に使って、そして各地域も昔の合併前の除雪協力会が参加できるような、呼びかけをしていくためには、そうすべきだと、そういう点について、ひとつ聞いておきます。

それから、新規事業の健康の駅でございます。

これも、急激に市民が参加をしております。私の方の地域も筋トレで、去年の8月にやっていますけれども、みんな非常に好評であります。この間、市長がわかっているとおり、静岡県の磐田市市長、あるいは課長、係長が来てすばらしいなとびっくりして、説明をしたからそうだと思うんですけども、びっくりして行ったということで、何もマシンいらない、ただ指導員です、トレーナー、特に指導員、その増員を具体的にどうするかということ。やはり、一つの小規模については、多くて40名程度が限界であります。週1回であります、1時間です。ですから希望者がおっても、その地域において40名しかできない。そうすれば、また新しい人が出てくる。そうすれば、月曜日、火曜日と分担して、具体的な実践の場合ですよ、そうなればどうしても健康保健師、運動師、トレーナーが必要でありますので、そういう確保、単なる腰かけ的なものでなくて、本当にそれが基本であります。トレーナーの指導員が基本であります。ですから、そういう具体的に今年度の計画の中で、重点施策でありますので、そのあたりについて、年次計画でどのような確保をして、そして今1万人もふえている、16カ所、ますますふえる。町村部もどんどん出てくる。そういうことについて、具体的にはどうやっていくのか。

それから、寄り合い場というのは県の予算の中も新規事業にも入っておりますので、それとドッキングして一緒にやろうということだと思いますけれども、その中で健康予防の閉じこもりだとか言いますけれども、小規模駅等の関係は、どういうふうに位置づけをしておれば、理解すればいいかどうか、聞いておきます。

36カ所というより、今度どんどんふえていくと思います。市内で16カ所ありますけれども、町村の方に行きますと36カ所になって、やはり100近くになるんじゃないかと。そういう体制をつくっておかなければならぬだろう、そういうふうに思います。

それから、市長の説明が余り長いものだから忘れてしまって、人事関係について、余り詳細はくどく

どやりませんけれども、考えてもらいたいのは適材適所という言葉、言ってみれば、抽象的でありますけれども、特殊能力がある人がいる、窓口もいる、あるいは税金対策もいる。あるいは、仕事の関係はあるだろうと。当面は、やはり市民の対応をうまくして、やはり困り事を吸収をして、そして具体的な解決してやる。それが人事、人であります。だから、私もくどくど言うのは地域局の人事を強化しなさい。あるいは、人材を生みなさいと、逆になっている。何でもわかる、本庁まで。全部、本庁、地域局との連絡連携が非常によくはない。これは、率直に言います、言えると思います。本庁だけ知っている、そういう縦も悪い、横も悪いということ。極端な言い方かもしれませんが、ちょっときつい言い方で申しわけありませんが、そういうのがしばしばあるということで、具体的には申し上げませんが、具体的な数字も出ている。そういうことでありますので、そういう点に配慮して人事配置をするべきだと思います。まず、その点についてお聞きします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 3つ目にございました人事配置についてでございますが、まさにご指摘のとおり、適材適所、これ以外の言葉は見当たらないところでございます。ただ、適材適所の配置をするために、どのような人材の見きわめをするか、あるいは仕事の分類、整理をどうするかが、やはり重要でございます。それから一般職でございますので、簡単に言えばすべてできるオールラウンドプレーヤーとして採用しているのが前提でございます。もちろん、長い期間の間に適性というものがおのずと形成されることはあり得ると思いますが、若手から中堅に関して言えば、余り固めた人事配置もどうかというふうに思う次第でございます。なお一層、職員にも奮起していただきながら、議員ご指摘のあるような住民窓口対応にトラブルだとか、あるいは不足を来すようなことのないようなことを、十分に念頭に置きながら配置してまいりたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 雪に関するご質問をいただきました。

議員からは、いつも雪については大変熱い思いでご提案なり、ご指導をいただいていることに、改めて心から感謝を申し上げますわけですが、お話をいただいた雪おろし場の件であります。これについては、ご承知のように、議員からも積極的にかかわっていただいて、過去に研究活動を行った経緯があるわけであります。私どもは、今の学雪のすすめにも取り上げたように、あの研究された成果をぜひこれからの市に役立てたいという、非常に熱い思いを持って取り組んでいるところであります。

ただ、議員が固定資産税の減免をということを前々から主張されておられるわけであります。そのことは、十分承知をしているわけでありましてけれども、税を減免するということになりますというと、税法上の問題、税条例等の問題があるわけでありましてけれども、それ以上に実は実際、土地を提供してくれる方々の意見をそれぞれ拾ってみますと、税の減免ということではなくて、春先の処理を一体どうしてくれるんだということが一番であります。ごみはあるわ、土地は崩れるわで、それを一体どうして

れるんだと、それをきちっともとどおりしてくれるのかということでもあります。ですから、私どもはそのことに現状にきちっと戻せるような、そういう体制をぜひとりたいなと。そのためには、市だけではなかなか到底できない部分もあるわけでありますから、地域の皆さん方にも協力をしてもらって、一緒にそういう対策をとっていききたいなというのが、実は私どもの今現在における基本的な考えでありますから、税に関する減免については、現在のところはなかなか難しいなということですが、住民が最も望んでいる、そういったことに対しては全力を挙げたい、この後もいろいろ研究しながらやっていきたいという思いであります。

それから、活動費の補助金の問題で削減をされているというご指摘があったわけでありますけれども、合併する時点で確かに1点だけ改定を行った部分があるわけでありますけれども、それ以外はすべて引き継いでいるという状況でありますので、ぜひこれもこの後もぜひ市民の皆さん方に使っていただけるように、宣伝をしなければいけないなというふうに思っていますし、さらに不用浄化槽についても、議員はいつも主張されております。私どももそう思っています。ただ、これは何回も言っているように、不用浄化槽が実際使われるような、使えるような位置にあるのかどうなのかということが、とっても大事であります。浄化槽があっても、その通りにないとすれば、なかなか使えないということになるわけでありますから、これについては個々人の条件によるなというふうに思っているところであります。いずれ、不用浄化槽の再利用については、たいへん効果があるという研究結果を私ども出しましたので、これをもっともっと広げて活用できるお宅については、ぜひこれを活用していただけるようにという宣伝を、これからも強めていかなければいけないなと思っています。いずれ、議員のおっしゃるように、除雪については1人、市、行政だけではなかなか難しいわけでありますから、議員のように地域で活動されている皆さん方と一緒に、いろいろなことをこの後も研究をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 健康の駅のご質問なんです、議員からは小規模駅に対しまして、お褒めの言葉をいただきまして、大変ありがたいなというふうに思っております。

それで、ご質問の指導スタッフの充実なんです、19年度予算におきまして、健康運動指導士1名を充足させます。それから、補助員としてももちろん非常勤なんです、3名補助員としてスタッフの中に加えていきたいなというふうに思っております。

それから、将来的にはやはり医学的な見地から理学療法士ですか、そういう医療スタッフも必要になってくるのではないかなと思っています。まずは、ともあれこの小規模駅といいますか、健康の駅事業というのは、一番最初にスタート時の考え方というのは、地域におけるマンパワーを発掘して、それを市の健康づくりに頑張っていたいただきたいというのが、まず一番最初のスタート時の考えでございますので、それもちよっと私どもの努力の弱さもあるかと思いますが、なかなかうまくいってないというのが実情でございますので、これからは地区会議の皆様方とも大いにお話をして、何とか地区

からそういう力というものをおかりできれば、大変ありがたいなと思っております。

それから、寄り合い場の事業なんです、これは県事業とはちょっと違いまして、市の単独事業でございます。今回の場合は、高齢者の健康というものを切り口にして、まずは小規模駅、高齢者の方々の健康づくりからまず入っていこうと。そして、その状況を見ながら教育委員会の生涯学習の関係とか、それから産業経済部の以前、高安議員からご提案がありましたみせっこ関係の、そういう事業も絡ませて、地区の高齢者の方が本当に楽しく憩えるような、そういう場をつくっていく、そういう事業でございますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

土 田 百合子 議員

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

2番土田議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

2番（土田百合子議員） 2番、公明党の土田百合子でございます。

弥生3月、例年になく暖かい日差しの中で卒業式が行われております。先日の雄物川高校の卒業式でのPTA会長さんのごあいさつの中に、「今、社会では改革、改革という言葉が繰り返して使われております。しかし、昔も今も変わらないものがあります。それは努力です」という本当にすばらしい感動する送る言葉がございました。報われる努力もありますが、認めてもらえない努力もありましょう。でも、あきらめずに粘り強く努力していく中に、さらなる幸運のドアが開く、そんな思いで一生涯懸命頑張ってまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1番の健康よこて21計画についてでございます。

今、私たちは医学の進歩や生活環境の向上により、平均寿命は女性85歳、男性78歳と人生80年代は現実のものとなっております。しかし、高齢化を背景に生活習慣病の脳卒中、がん、心臓病、糖尿病が増加傾向にあり、その早急な対策が必要とされております。特に、秋田県の長年の懸案であったがんが9年連続、そして自殺率、出生率とも、11年連続のワーストワンという現状がございます。

県では、このような状況を踏まえ、新年度施策の柱にがん対策として、がん検診の受診率向上と平成20年度の実施に向けたがん対策推進計画が策定される予定であります。また、県の新規事業に自殺未遂者や自殺者の遺族らに対するケアセンターの設置や、大仙市の保健福祉センター内に臨床心理士の専門医を置き、遺族への相談や個別面接、そして保健師を対象とした研修を行うこととしております。長年の懸案である課題は、いよいよ本格的に取り組む方向が示される中で、本市の健康よこて21計画が策定されております。横手市が変われば秋田県は変わる、そんな意気込みで挑戦していただきたいと思っております。

それでは、質問の1点目に食育運動の推進についてでございます。



今、なぜ食育なのか、その背景には食生活の乱れと肥満などの健康問題の増加があります。食べることは呼吸することと同じく、命そのものに直結しております。だからこそ食への正しい知識、食育が大事であると思います。しかし、食をめぐる現在の状況は大変厳しく、すべての年代でさまざまな問題を抱えております。最近、朝食を食べない子供や若者が多くなってきております。朝食をとらないと集中力も意欲も頭の働きも減退すると言われております。生活習慣病につながる低年齢化の増加や、中高年のメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群も増加しております。平成17年に国の食育基本計画が策定され、朝食を欠食する人の割合を減らす。内臓脂肪症候群を認知している人の割合を8割にふやす。学校給食において地場産物を使用する割合を30%にふやすなどの具体的な目標が設定されております。さらに、毎年6月を食育月間とし、毎月19日を食育の日と定めて食育運動を定着させたいと考えております。

文部科学省の調査によると、子供の肥満はこの30年で3倍に増加し、深刻な問題となっております。肥満の原因は端的に言って食の乱れが原因と言われております。例えば、冷蔵庫の中には食べ物がたくさんある、3食規則正しく食べない、糖分の多い飲料水をよく飲む、さらによくかんで食べないなど、家庭で考えていかなければならない問題があるように思われます。また、生活習慣病につながる中高年の肥満、さらに妊娠の過度なダイエットによる低体重児の増加も深刻な問題であります。こうした食の乱れによる健康被害の問題は、大幅な医療費の増大につながることも心配されております。

五十嵐市長の施政方針では、健康よこて21計画は地域局を東部、西部、南部のブロックで区分し、ブロックごとにそれぞれ栄養士を配置し、栄養指導の拠点とする体制としておりますが、どのような人事配置で食育運動の推進がなされるのか、お伺いいたします。

また、食育の推進に当たっては、福祉環境部、産業経済部、教育委員会といった部局を横断した取り組みが必要と考えます。食育推進の部局を立ち上げて取り組むべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

2点目に、昨年の7月に栄養士部会で横手市児童・生徒の食生活の実態調査が行われておりますが、結果をどのように受けとめて活用されるのか、お伺いいたします。

また、私は平成17年度の12月議会において、栄養教諭の配置について一般質問しております。そのときの答弁では、県の方針との兼ね合いを見きわめながら推進していくとの方向でありましたが、現在の栄養教諭の配置について、お伺いをいたします。

3点目に、学校給食センターの新築についてでございます。

横手市行政改革大綱実施計画では、学校給食を1担当3施設に統廃合するとしております。増田、十文字学校給食センターの統合については、2施設を1施設に将来は平鹿給食センターを吸収する。雄物川は大森、大雄学校給食センターの統合については、3施設を1施設にとの実施計画となっております。私は、これまで横手給食センターについて、一般質問をしておりますが、センターは築30年を超えて老朽化も激しく、早急な新築をお願いしたいと思います。食の安全も大事であります、そこで働いてい

る方の安全・安心を第一に早急に検討すべきであると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、カミサリーシステム（仮称）の提案についてでございます。

昭和29年に学校給食法が制定され、当初は貧困児童対策として福祉的なイメージが強く、その教育としての活動はいまだ理解されていない現実がございます。そんな中、文部省では平成9年に教育課程審議会の答申において、健康教育の重要性、またそこに果たす学校給食等を通じての食の指導に関する重要性を強調しております。厚生省では、健康日本21プログラムを発表し、健全な社会づくりのための幼児期からの食生活指導の推進を国の重要課題として掲げております。このような時代の変化とともに、学校給食が果たすべき教育活動としての役割を、いま一度真剣に検討すべきときと考えます。

平成9年に学校給食衛生管理の基準が出され、国際基準のISO9000の衛生管理に基づく施設と調理方法が学校給食にも適応されることとなりましたが、従来の施設では到底対処できない現状がございます。また、現在進められている市町村合併では、本来、行政サービスの向上を目指し進められるべきものではありませんが、ややもすれば効率化、合理化の論理に収るところが見られ、学校給食に関して、食の広域化が起こると懸念されております。

カミサリーシステムとは、共同下処理場と洗浄施設のことでございます。その独自の機能として、給食に使用する食器を貸し出し、食後に回収して洗浄、消毒、保管する。また、地元農家から野菜を集中的に仕入れ、1次加工した野菜を市町村学校給食施設へ安全に安く供給していくというシステムでございます。カミサリーシステムの長所は、1つに衛生面での安全性、2つ目に調理主体の調理スペースの確保、3つ目に食環境の改善はもとより、給食用食器が献立や発達段階に適した選択を可能にし、集中して洗浄、消毒することにより、施設やランニングコストを低く抑える。4つ目に、学校給食施設の建設費に関して、床面積が調理スペースだけで済むことにより、文部省の補助の対象範囲内におさまること。さらに、調理場建設で一番経費がかかり、稼働時間の少ない洗浄の区域を共同区域で行うことにより、大幅なコストの軽減が見込まれます。5つ目に、地元の規格外の野菜を使用できることから、地場産品の給食への利用が促進されます。

これからは、学校給食施設をステージとして、どんな教育活動をしていくのか、しっかりとしたビジョンを確立することが必要であります。このようなカミサリーシステムの提案について、当局のお考えをお伺いをいたします。

4点目に、自殺予防相談員の充実と自死遺族支援についてでございます。

秋田県における自殺率は平成7年以降11年連続、全国で最も高い状況がございます。管内の自殺者数は、平成15年50人、平成16年50人と横ばい状態ではありますが、秋田県の平均と比べた自殺率は高率でございます。このたび、県の自殺予防対策モデル事業に当市が実施地区として選ばれたことは、大変悲しくつらいものがございますが、自殺をタブー視しない、地域でともに支え合う、そして自殺は予防できるという信念を持ち、継続的な取り組みで必ず環境は改善されるものと思っております。そこで、当市では自殺予防相談の充実と自死遺族支援についてのお考えをお伺いいたします。

大きい2番の市民要望について、お伺いをいたします。

1点目に、要約筆記ボランティアの養成についてであります。

このたび、横手市障がい福祉計画の「害」の漢字を平仮名にさせていただき、大変にありがとうございます。さらに、耳のシンボルマークの表示板の設置については、秋田県内の全域で設置の推進をお願いしたいとの相談を受けたことをきっかけに、秋田県難聴者中途視聴者協会の協力を得て、寺田知事初め五十嵐市長、厚生連、医師会、薬剤師会、平鹿病院に要望書を提出することができました。その結果、いち早く横手市が全庁舎で取り組んでいただき、まことにありがとうございました。先日、会長さんから1月27日の読売新聞秋田版に耳マークの記事が掲載されたことや、県の薬剤師会では県内約470薬局で耳マークと筆談ボードを置かせていただくことになったとの報告をいただきました。ひとえに当局の皆様のおかげとお力添えのおかげと心より感謝申し上げます。

それでは、質問の要約筆記についてでございますが、これは聴覚障害の方に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。例えば、ハード面で言えば、耳の不自由な方のために話されている内容を要約しながら、その場で文字に書いてオーバーヘッドプロジェクターを使ってスクリーンに映し出し、情報を伝えるという活動もあります。

また、ソフト面では個人のためには筆談のように隣でノートに書いてもらう筆記通訳があります。当市では、聴覚障害の方への手話奉仕員養成講座が毎週開催され、大変熱心に取り組まれていると伺っております。私は、その講座の中で手話と要約筆記をパックで推進することができないものかと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

2点目に、視覚障害児者等の情報支援緊急基盤整備についてでございます。

ことしの2月に公明党の女性局の予算の勉強会において、障害者自立支援対策臨時特例交付金の実施についての説明がございました。その中に、視覚障害者の情報支援緊急基盤整備事業として、視覚障害者活字文書読み上げ装置、聴覚障害者用通信装置といった障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するために、自治体や関係機関に情報支援機器を整備し、視覚、聴覚障害者等への情報を支援の充実を図るとされておりました。目の不自由な方への情報として、市では社会福祉協議会で広報の情報をテープ、または点字等でお知らせをしておりますが、紙に書かれた文字情報を切手大の記号に変換したSPコード専用の読み上げ装置で、音声で文字情報を読み上げるというすぐれもので、目の不自由な方に大変喜ばれております。ことしの2月、厚生労働省では情報のバリアフリー化を目的に、今春から全国の病院で薬剤や医療情報がSPコード化されるとしております。当市での広報へのSPコード化、または視覚障害者への読み上げ装置についてのお考えをお伺いいたします。

3点目に、高齢者用の身分証明書の発行についてでございます。

私は高齢者の方から、先日、銀行にお金を貯金しようと出かけたところ、窓口で身分証明書の提示を求められ、やむなく貯金ができないまま帰ってきたとお話を伺いました。本来、自動車免許証があれば、そんなに困ることはありませんが、免許証を持たない方にとっては、切実な問題であります。この

間も、高齢者の方が印鑑登録証をなくしたため、再度申し込みをしたところ、写真つきの身分証明書の提示を求められましたが、証明するものがなく、私が保証人となり解決した例がございました。確かに、高齢者用の身分証明書があればと思った反面、免許証以外、健康保険証もありますし、さらに住基ネット接続に伴い、みずから負担すれば住基カードも発行できるのも事実であります。しかし、住基カードに至っては住基ネットに関する疑問や、いまだにその費用対効果もほとんど市民にとっての必要性がないことから、本市では住基カード発行数が500件としか発行されていないのが現状であります。

次に、保険証であります。本市の場合、独自のカードサイズで持ち運びが便利で身分証明にもなりますので、これでいいのではと一瞬思うわけですが、健康保険証にはご承知のとおり、本人の写真がついておりません。このことから、健康保険証を身分証明書に使うということは、無理な一面を持っております。高齢者用の身分証明書を発行している岡山県高梁市では高齢者ふれあいカードを発行し、外出時の緊急連絡カードとして役割を果たしております。カードを見せるだけで、家族や病院との連携が容易となります。また、市内の資料館、美術館、入館料等が免除され、そして満75歳以上の高齢者に発行されるバス、タクシー利用券の使用時に身分証明書として使用されております。名刺サイズの身分証明書は紙とパウチでつくったもので、費用は余りかからないようであります。高齢者用身分証明書の発行について、お考えをお伺いいたします。

4点目に、冬期間の公共トイレの開放についてでございます。

私は、旧横手市の平成16年3月議会の一般質問の中で、冬期間の公衆トイレの使用について質問し、現在、旧横手市内の公衆トイレが数カ所開放されて大変喜ばれております。しかし、旧横手市以外の公衆トイレは冬期間は閉鎖されて使用できない現状があります。合併後の横手市全体の冬期間の公衆トイレの開放についてのお考えをお伺いいたします。

また、和歌山県では行政改革の中で24時間営業やさまざまなサービスの提供など、多様な機能を持つ例えばローソン、セブンイレブンといったコンビニエンスストアと地域共同事業の実施において、包括協定を結び、災害、治安対策、そして防災関係の共同事業に関する協定を締結しております。私は、市民に最も身近なコンビニエンスストアの協力を得ることも大事な視点と考えております。当局のお考えをお伺いいたします。

これで壇上からの一般質問を終わります。ご静聴大変にありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 私の方からは、健康よこて21計画にかかわる部分の何点か、お答えを申し上げたいと思います。

1つ目でございますが、食育運動の推進について、お尋ねがございました。

議員からもさまざまご指摘ございましたけれども、近年の食をめぐる環境が本当に目まぐるしく変化いたしました。食の大切さに対する意識が薄れ、また家族との団らんの中で食事をする機会というもの

が減っており、食を欠く欠食や食生活の乱れが進むなど、社会的な問題になっておるわけであります。私どもの健康よこて21では、栄養と食生活として妊娠期から高齢期まで、ライフステージごとの食育推進を掲げ、家庭や学校、企業などの参画を得ながら、地産地消の推進とあわせて特色ある食文化の伝承など、横手の特性を生かした食育運動を関係部局が一体となって推進してまいります。

19年度は、栄養指導や食生活指導の充実促進を図るため、地域局を東部、西部、南部の3ブロックに区分し、ブロックごとにそれぞれ栄養士を配置いたしまして、栄養指導の拠点とする体制の整備を図り、地域の健康状態や食生活の現状をとらえながら、妊婦を対象とした食育指導を初め、保育所や学校と連携した児童・生徒の食育教室、健診結果に基づいた食生活指導、地域における栄養学習会、食生活改善推進協議会支援など、地域に密着した食事、食育事業を推進してまいります。

この項の4つ目に、自殺予防相談の充実と自死遺族支援について、お尋ねがございました。

横手市における平成11年から18年までの自殺者の年次推移を見ますと、平成15年及び16年は、それぞれ50人と一番多く、17年においては31人と減少はしているものの、人口10万人に対する自殺者をあらす死亡率では29.7でありまして、秋田県はちなみに39.1、全国は24.2%となっているところでございます。また、自殺者の年代別を見ますと、30代から60代が最も多く、自殺の動機も経済苦、病气苦、精神障害とさまざま、特に働き盛りの青壮年期への対策が必要と思っております。

自殺予防対策としての心の健康づくりは、横手地域局や大森地域局、平鹿地域局で既に取り組んでおりますが、県の心の相談づくり、自殺予防対策実践事業の補助を受け、心の健康意識調査や個別健康相談、講演会、研修会などの心の健康づくり対策に取り組みたいと考えております。また、各地域局の保健師が心の健康の相談窓口となり、いつでも相談できる体制を図ってまいります。

自殺未遂者や自殺者の遺族に対するケアについても、関係団体や機関と連携を深め、ニーズの把握や支援情報を提供するなど、相談、支援の充実を図ってまいります。

地域での自殺予防対策を、いかに進めるかが問われている今日、自殺者数が少しでも減少するよう、また遺族のケアにも対応できるようなスタッフの養成にも努めていきたいと、このように考えているところでございます。

そのほかの点につきましては、とりあえず担当の方から答えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 健康よこて21計画についての2番目の項でありますけれども、児童・生徒の食生活の実態調査について、お尋ねがございました。

この調査は、横手市教育推進委員会の中の栄養士部会が主体となって行ったものであります。小学校児童、中学校生徒、合わせて1,041名を対象に、またその保護者、やはり1,041名を対象にということで行ったものであります。有効回収率が95.5%、子供たちについてはそれだけあります。保護者の方は92.8%ということであります。その結果、全国的に問題になっているようなことについて、横手市とし

て、また大きな特徴があったかと申しますと、大きな特徴までには至っていない、個々の問題はあるにせよ、全体としては大きな問題にはならないというような結果を得ておりますが、詳細に見てみますと、食に関する授業の中で使える資料としては、大変豊富なものがございますので、今回の調査の結果をもとにして、学校給食への意識や家庭の食生活、生活リズム等、多方面にわたって児童・生徒や家庭の実態を知ることができましたので、それらをこれまでも作成されておりますが、各小・中学校で作成されております食に関する指導の年間計画の中に盛り込みながら、この調査を活用をしていきたいと考えております。

また、栄養教諭についてのご質問がございましたが、県全体では18年度については、栄養教諭1名の採用がございましたが、19年度にはまた一、二名の採用があると思っておりますけれども、横手市への配置は今のところない予定であります。横手市では、そういった県の状況を見ながら、横手市として現在おります栄養士、横手市内のセンターにおります栄養士全員に非常勤講師の発令を出してありまして、センターが対応している学校だけではなくて、横手市全体の小・中学校に8センターの栄養士が、どこにでも行って授業ができるといった体制づくりをしたところであります。栄養士部会の方には、これまで蓄積をしているさまざまな教材、教具がございまして、それらを有効に活用しながら、栄養教諭という形での配置はございませんが、栄養士の活用を十分に図っていききたいと考えております。

また、学校給食センターの新築についてのご質問がございましたが、ご指摘のとおり、老朽化が進んでいる施設も多くなっております。早急な対策が必要となっております。給食センターの統合につきましては、将来的には現在の8センター体制を3センターにする構想で検討を進めております。給食センターの統廃合は、児童・生徒数の減少という側面もございまして、給食センターによる高齢者への配食サービスの提供へのニーズも今後高まってくると思われまます。そういった意味で、調査研究の必要性を感じております。

また、O-157、あるいはノロウイルスなどの発生もあり、衛生管理の基準もだんだん厳しくなってきておりますが、安全な給食の提供のため、より効率的な作業の進め方を研究し、納品スペース、調理スペース、洗浄スペース等を明確に区分し、安全面には十分自信を持ってこたえられるような給食センターの設置を検討していきたいと思っております。

また、献立作成の際、地場産品の旬となる時期の提供を求め、地元の野菜を使うことによって、児童・生徒がさらに給食に興味を持つような環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

なお、議員提案のカミサリーシステムについては、1カ所に同じ機能を集中させることによって、事故等が発生した場合、お互いに補完し合えるような状況にないというような欠点も持ち合わせているシステムであります。そういった意味で、横手市としては3センター方式、3センターにこだわっているわけではございませんが、幾つかの大きなセンターを配置をするといった方向の考え方で進めていきたいなというふうに考えております。ただ、カミサリーシステムの食に関する考え方のようなことについては、今後、十分に参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、私の方から大きい2番の市民要望についての1から3まで、お答えさせていただきます。

議員からお話ございますけれども、議員の大変な熱意もありまして、市の庁舎施設については、すべて耳マークの設置をいたしました。また、このことを横手市全市的な取り組みとするべく、市報に載せまして、市内の事業所に対しても、この設置についての協力を依頼、お願いしてございます。

それから、要約筆記の関係でございますけれども、手話通訳員の養成につきましては、これまでも一般市民の方を対象に、入門と基礎の2コースの講座を開校しております。新年度も5月8日から18回の入門コース、そして7月の下旬からは23回の基礎コースの開催を予定しております。

また、聴覚障害のある方の日常生活上、必要な医療機関受診時のコミュニケーション支援につきましては、横手地域局に配置されております手話通訳者が依頼を受けて、これまで実施してまいりました。今後は、手話通訳員の養成とあわせまして、要約筆記についてもボランティアの育成に努めてまいりたいと存じます。

それから、この項の2つ目でございますが、視覚障害者等の情報支援緊急基盤整備についてでございます。

ご質問のこの整備事業につきましては、自治体や関係機関に情報支援機器を設置することによりまして、視覚、聴覚障害者への情報支援の充実を図ることを目的としたものでございます。今国会において補正の上、平成18年度から20年度ということで実施が予定されているものでございますが、本市におきましては、県からの説明を受けまして、平成19年度での事業要望を行いました。この事業の中で、いわゆる音声変換をいたしますSPコードを利用した文書読み上げ機の整備についても、対象品目とされておりますので、導入及び設置場所等について、現在、検討しているところでございます。

また、この事業が横手市に採択された場合でございますけれども、かかる予算は新年度予算編成後であったため、当初、19年度当初予算には計上してございません。その際は、補助事業内容が確定次第、補正予算での対応を考えてございます。

なお、この事業に対します補助は1自治体当たり100万円の限度でございまして、全額国庫補助の対応ということになってございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それから、3つ目の高齢者への身分証明書の発行についてのご質問がございました。

議員仰せのとおり、現在、高齢者が持つことができます身分証明書にかわるものとしましては、保険証や運転免許証、住民基本カードなどがあります。しかし、多くの高齢者の方は保険証や住民基本台帳カードを気軽に持ち歩きできるものとは感じておられないというふうにとらえてございます。岡山県高梁市の事例については、議員からお話あったとおりのようでございます。ただ、本市といたしまして、高齢者に身分証のかわりになるカードを発行するには、そのカードを何に使っていただくか。それから、

カードを発行することにより、どのような効果が期待できるかを、まず検討しなければならないというふうに考えます。現在、市の資料館や体育館などの施設で高齢者が無料、あるいは割引料金で使用できる施設はほとんどございません。昨年度から、70歳以上の高齢者の方が市内の直営、第三セクターの入浴施設で使用できる高齢者入浴券を発行しておりますが、それも含めて市内の公共施設を高齢者がより気軽に利用できる体制ができれば、高齢者の外出のきっかけとなり、閉じこもり防止、介護予防、生きがい活動につながれるのではないかとこのように思われます。

また、万が一、認知症の高齢者の方が徘徊したなどの事故が発生したときに、カードを所持していれば、迅速な対応が可能になるというふうなメリットも考えます。

また、一方デメリットとしては、このカードを紛失という観点もございますので、現在、保健福祉などの担当者レベルで高齢者の健康づくり、それから保健福祉の事業が一体となって展開できるよう、事務の作業のすり合わせを行っております。この高齢者の身分証明書のかわりとなるカードの発行は、それとあわせて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 市民要望の冬期間の公共トイレの開放についてということのお尋ねをいただきました。

これについては、かつて議員からの提案もあって、横手地域局管内の公衆トイレ、例えば横手公園とか、南小学校前とか、あるいは光明寺公園、泉大橋の下等々、平成16年度からヒーターとか、あるいは扉の改修等々を行って毎日管理をしながら通年開放をし、ご利用いただいて大いに喜んでいただいております。これの拡大については、現状としては除雪作業等々を考えなければいけないわけでありまして、そう考えた場合に公衆用トイレの位置の問題、あるいは下水道等々の問題もありますし、冬期間の活用が可能なトイレについては、現時点ではこれ以上の拡大はいささか難しいなというふうに判断をいたしましたところであります。

また、コンビニとの協定拡大の問題であります。これについては経営者側の判断にもよると思っておりますけれども、市内の多くのコンビニは交通量の非常に多い国道等々に立地をされているわけでありまして、位置的な偏りもあって全市的に見た場合は、なかなか効果が薄いのではないかなというふうに、ちょっと考えました。ですから、議員の提案に対して、市としてより現実的な解決手段をというふうに考えた場合には、まず各公共施設内のトイレについて、一定の案内表示などなどを考えながら、いつでも気軽に活用いただけるように、検討をする必要があるなと現時点では考えたところであります。

以上であります。

田中敏雄 議長 2番土田議員。

2番（土田百合子議員） ご答弁、大変にありがとうございました。

それでは、食育運動の推進について、お伺いしたいと思いますけれども、全国の市町村ではまちづく



りの柱に食を位置づけて、食のまちづくり推進条例を制定して取り組まれているところがございますけれども、五十嵐市長はどのようなお考えをお持ちになっているのか、お伺いしたいと思います。

それと、カミサリーシステムについては、県の栄養士会の方の提案でございます。私は、横手市の本当にどこかに中央システム、洗浄施設が完成することによって、やはり地場産の野菜の供給とか、先ほども市長の方からお話ございましたとおり、高齢者への対応も可能になっていく視点もあるので、大いにこの統廃合の中で考えていっていただきたいと思いますが、五十嵐市長はこういう点については、どのようにお考えなのか、お知らせをください。

自殺予防相談の充実と自死遺族支援についてでございますけれども、これから県の指導をいただきながら、支援体制がしかれるものだと思いますけれども、特に自死遺族へのサポート支援体制の強化をお願いしたいと思います。自死支援については情報提供として、このようなパンフレットとか、さまざまあるわけなんですけれども、だれがそれにパイプをつないでいくかということが、非常に大変な問題であると思います。それで、岩手県での取り組みでは、自殺予防に関する関係団体の中に消防本部の行政機関も入って対応されているので、私はこのような視点もこれからとても大事になってくると思いますので、できれば消防本部の行政機関も入れていただきたいなということをお願いしたいと思います。そのお考えについてもお伺いをしたいと思います。

2番ですけれども、要約筆記ボランティア養成については、何とぞわか杉国体に向けて、ぜひ推進していただきたいなと、このように思っております。

S Pコードについてでございますけれども、市役所から重要な通知など、S Pコードがつくようになりますと、目の不自由な方も活字を自由に読める環境が広がっていくものだと思いますけれども、S Pコードについての広報につける、そういうような計画はないものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

高齢者用の身分証明書の発行については、十分に検討されて、やはり安全と安心を確保するという観点からも、その必要性を十分に理解していただきたいと思います。

そして、4点目の冬期間の公共トイレの開放についてでございますけれども、ことしは例年になく暖冬で雪も積もっていない状況でありますので、早目に公共トイレの開放をお願いしたいと思います。

また、わか杉国体に向けて障害者用のトイレの、先ほどお話ございました案内表示やパンフレットによるお知らせなどについても、お願いしたいと思いますけれども、わか杉国体に向けての障害者用のトイレの表示については、どのようにお考えなのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 まず、私の方から2点、お答え申し上げたいと思います。

食にかかわる、いわゆる食育にかかわる条例づくりについてでございますが、まず私どもが大きな危機感を持っておりますのは、私どもの地域が優良な食材の産出地、提供できる側にあつて、カロリーベースで言うと受給率が100をはるかに超える地域にあつて、食育の問題が起きていることの深刻さをま

ず考えなければならないだろうと思っている次第でございます。

学校給食センターが、これに対する役割は多いわけですが、何よりもこれは子供に対する教育は当然必要であります。親に対する働きかけをどうするか。これなくして、この地域の食育というのは、絵にかいたもちに終わるだろうと。そういう意味では、条例をつくって解決する話ではないというふうに思う次第であります。19年度、さまざまな部局の横断的な連携のもとに、食育の推進に取り組むわけですが、この取り組む中で出てまいります問題点を整理する中で、条例がどれだけ有効性があるかをよく確認しなければいけないだろうと。施策の展開と表裏一体になって、条例の価値があるというふうに思いますので、その辺はもうちょっと見定める必要があるのではないかなと思っている次第であります。

それから、学校給食センターの統廃合、それとカミサリーシステムについての私の見解ということでございましたが、次長が申し上げましたとおり、学校給食にかかわる環境の変化に対応するのが、まず第一義かなと思います。安全・安心は当然、その上位に位置するわけですが、子供たちにとって望ましい食のあり方という教育の視点は、やはり欠かせないわけございまして、ご指摘のようにカミサリーシステムというのは、究極の意味でと言うわけではありませんが、一部集中処理をしながらも自校方式というものを念頭に置いた仕組みだと私も理解しておりますので、当市でにわかこの仕組みを取り入れることは、なかなか厳しいのかなと思っております。それを補えるような、子供たちにかかわる食育教育というものが、学校給食の運営の中でできるような検討は、私どもしていかなければならないんだと思っている次第でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 自殺された方の家族の方々の心的なダメージというのは、やはりPTSDと同じ、かなりのものであろうというふうに察しております。これにつきましては、やはり専門的な臨床心理士とか、そういう方々のカウンセリングというのが第一義的には、そういう方々のカウンセリングが一番大切なのではないかなというふうに思っております。議員ご提案の、そういう消防関係者といいますが、それに限らないと思うんですが、地域におけるそういう方々への支え合いのシステムというものも状況的には絶対必要であると思っておりますけれども、ただこれにつきましても、やはり専門的な方々のご意見をいただきながら、そういうご指導をいただきながら対応してまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 広報SPカードの件ですが、正直なところ、まだ検討もしておりませんので、今後、検討させていただきたいと思っております。

それから、冬期間閉じているトイレにつきましては、このような状況ですので、できるだけ早目にあけるようにいたします。

それから、国体競技会場、競技会場にかかわる部分につきましては、表示を既に検討しておりますけれども、というのはそれ以外の部分もということだと思いますので、どの程度までできるか、必要性については十分わかりますので、どの程度できるかを検討してみたいと思います。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を3時30分といたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時30分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤忠久 議員

田中敏雄 議長 21番佐藤忠久議員に発言を許可いたします。

21番佐藤議員。

【21番（佐藤忠久議員）登壇】

21番（佐藤忠久議員） 新政会の佐藤です。会派を代表いたしまして質問いたします。当局の明快なる答弁をお願いします。

質問に入る前に、以前、質問いたしました大森町小学校統合につきましては、教育委員会より早速手がけていただき、まことにありがとうございました。これから進められる学校統合の手本となるようなお話を聞きまして、地域住民も期待しておりますので、何とぞ期待を裏切らないよう、ひとつよろしくお願いしたいと存じます。

さて、通告に従いまして質問してまいります。

最初に、横手産業支援センターについて伺います。

今までは、旧横手市からの引き継ぎであり、第三セクターで株式会社ということで、当局からの情報も乏しく、突っ込んだ議論ができませんでした。ある意味ベールに包まれた感じを持っておりました。このたび、19年度新予算で市長の政策枠2億円の中から6,000万円を産業支援センターに助成する説明資料で、やっと産業支援センターの中身を知ることができました。新年度の予算につきましては、産業建設常任委員会で審査されますので触れませんが、先般、2月27日の本会議での予算提案説明の質疑の中で、20年度からは発芽玄米の販売から手を引くような趣旨の答弁が市長からありました。私どもは、以前から産業支援センターの発芽玄米事業の対応には、素朴な疑問を持っておりましたので、ここではっきりと市民にも理解できるように説明をお願いします。

一つには、発芽玄米事業者の事業開始時における設備導入のトラブル、事業計画の甘さ、販売不振があったと聞きました。どんな事業でも、最初からとんとん拍子にいくとは限りません。今は悪くとも、これからよくなるかもしれないし、またそのままだめになるかもしれない。もうけるということは、逆

にリスクも当然あるものだと思います。問題は、事業開始当時の取り決めということです。どんな取り決めだったのでしょうか。そして、産業支援センターが事業者の工事代金を一部を肩がわりしたり、販売力がないにもかかわらず、仕入れを続け、膨大な在庫と債務を抱えたことです。なぜ、在庫を抱えたまま仕入れを続けたのでしょうか。また、産業支援センターの債務を、なぜ市が全部負担することになったのでしょうか。会社の責任はなかったのでしょうか。この現状は、決して市民の理解を得られるとは思われません。20年度と言わずに、早急に発芽玄米事業から撤退すべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

2つ目に、在庫の処理についてお尋ねします。

105トンの在庫は賞味期限が2年といえます。17年につくられた製品は、年内には廃棄処分しなければなりません。18年度販売実績が15トンしか売れなかったのに、19年度計画では年間12トン仕入れして、35トンの販売目標を立てています。残りの在庫は82トンは期限が切れないように、販売努力するとしていますが、実際、現実可能性のある計画なののでしょうか、疑問でなりません。普通だったら、仕入れをやめて在庫処理に真剣に取り組むべきではないのでしょうか。仕入れをとめられない理由と、この計画の具体的な取り組みの説明をお願いします。

先ほどの近江議員とダブるところがございますが、今後の地域局の体制について伺います。

合併のための住民説明会で、合併しても職員の6割が地域局に残り、住民サービスに支障のない体制を維持するから、心配しないで合併しようと説明して歩いたのは大森町だけだったのでしょうか。合併後は、いずれ職員3割削減を聞いていましたので、どういう体制になるのやらと思いつつも、こんなに早くも当初の体制が崩れるとは考えておりませんでした。機構改革を初めとして、18年度当初からの住民の身近な窓口である建設課、水道課が地域維持課として縮小されたことは、住民からも苦情がございました。これから、当市でも有能な団塊の世代の職員の皆様が順次に定年を迎えてまいります。駅前の空洞化よりも、市役所の空洞化がもっと心配であります。19年度は大森地域局では6人の減、20年にはもっと減ると聞きますし、住民と一番接する現場の職員がだんだん減らされ、地域局の住民サービス機能が十分に果たせるのか心配する声が上がっております。

この事態は、内部では想定内のことでありましょし、十分検討、対策もなされておることと思います。市長は、19年度の施政方針で本庁と地域局の業務の見直しを行い、市として統一的に業務を行うものは本庁中心に地域局と連携した組織体制とし、窓口業務、地域の相談業務及び地域独自の取り組みが求められる業務については、区長を中心に地域局が活動しやすい機能的な体制にすると申しておりますが、今後、地域局をどのような体制にするのか、目指している姿を具体的に説明願います。

最後に、民間交流の支援についてお伺いします。

合併以前は各町村において、さまざまな交流事業を行っていたと思います。旧大森町では、平成5年大田区大森町商店会より同一地名ということで交流の依頼を受けましてから、町当局、大森町物産協会が中心になり、JR大森駅前商店会主催の大森たまたま祭りに農産物や特産品の出店販売をきっかけに

交流を開始して以来、毎年、夏の大森町サマーフェスティバルと秋の区民祭、大田フェスタに年2回上京しております。また、地元大森町産業祭には大田区から参加していただき、交流を深めてまいりました。18年は、横手焼きそば2店も出店に加わり、盛り上がりを見せたと聞いております。

平成13年からは、東京大森ライオンズクラブと秋田大森ライオンズクラブも大森つながりで交流を始めまして、19年度は大森グリーンツーリズム協議会が受け皿となって、青少年交流事業が実施されるまでとなりました。合併後も、地道に地域で交流の輪を広げ活動してきております。今後は、民間交流をより活発化し、都市農村の青少年交流、物産展示販売から物流販売への発展へと望みを託しているわけですが、それには友好都市締結など、どうしても行政の協力支援が不可欠であります。お隣、美郷町では、同じ大田区六郷と旧六郷町の関係を引き継ぎ、平成17年11月に災害時における大田区と美郷町の相互応援に関する協定を自治体で結んでおります。我が横手市では、どのような支援策が考えられるのでしょうか。

以上で終わりますが、前の一般質問でお願いしておりました川西地区の夢、雄物川に橋をかけることも、どうか忘れることがないようにということをつけ加えまして、壇上からの質問を終わります。どうか、わかりやすいご答弁をよろしくお願いします。ありがとうございます。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございましたけれども、まず1点目の産業支援センターの今後の進め方についてのお尋ねがございました。

議員からも、るるご質問、ご指摘あったところでございますけれども、これにつきましては、地元の農産品に付加価値をつけて市場に送り出すという目的については、多くの方々の理解を得てスタートした事業だと思っております。これも、ご指摘ございましたとおり、このたびの産業支援センターのさまざまなふぐあいと申しますか、これはスタート時におけるさまざまな間違い、見通しの甘さ等々が重なったところでございまして、そういう意味では産業支援センターがスタート時に抱えておった問題が、この間に露出してきたと、あらわれてきたものだと思っている次第でございます。

ご指摘にあったように、産業支援センターが膨大な在庫を抱えて、この事業を推進しなければいけない状況に置かれたことが、そもそも大きなつまずきになっているのかなと思っている次第でございます。そういう意味では、その当初の目標、ねらいとするところに大きな価値はあったわけでありまして、今でもあると思っておりますが、当初の市の政策判断において、見通しの悪さも含めて誤りがあったということは、率直に反省しなければいけないというふうに思っている次第でございます。

ただ、このたびの当初予算6,000万円の補助金等々に絡めて申し上げれば、産業支援センターがこういう状況にはあるわけでありまして、産業支援センターが発揮すべき役割、機能というのは、いささかもなくなっているものではないと思っている次第でございます。何とか議会の皆様のご理解を得る中で、産業支援センターがさまざまな債務から開放される手だてを講じることが、横手市のこれからのさ

さまざまな産業支援にとって、極めて有益だというふうにも思っている次第でございます、そういう意味で皆様のご理解をお願い申し上げたいと思っている次第でございます。

もちろん、私も前に申し上げましたとおり、発芽玄米事業そのものについては、産業支援センターがこれと密接にかかわることは、そろそろ難しい段階に入っているというふうに理解をしております。確かに、経営計画においては平成19年度は発芽玄米事業を継続して、20年度から撤退するというふうな経営計画になっておりますが、もちろん即座に19年度において早い段階で発芽玄米事業から撤退できれば、それはそれでいいことだというふうに思っておりますが、しかしご指摘にもあるとおり、発芽玄米事業者等々の関連もございまして、今すぐにはなかなかまいらないという事情がございます。いずれ、産業支援センターの問題と絡めて、発芽玄米事業そのものを、これからどのように構築するかというのは、まだまだ詰め切れておらないところがございますので、きょうここで話し申し上げるわけにはまいりませんけれども、議会の皆様に私どもの考える方向を相談申し上げながら、この問題の決着を図ってまいらなければいけない、そのように思っている次第でございます。

何遍も繰り返しになりますけれども、産業支援センターのその存在価値については、まだまだあるものと思っております。この組織を、そして地元の多くの方々の出資も得てつくった第三セクターでもございます。地域の産業振興に大きな役割を期待してつくった会社でございますので、どうかご理解をいただきながら、この苦境を乗り切って次なる展開に向けられるような、そんな産業支援センターにどうかご支援をいただきたいと、そのように思っている次第でございます。

産業支援センターの今後の進め方について、在庫の処理についてのお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、現在の在庫105トンあるわけでございますが、内訳といたしましては、玄米が10トン、発芽玄米の粉、パウダーが95トンでございます。賞味期限は、ご指摘のとおり玄米が1年、粉が2年でございますが、この在庫の処理と申しますか、販売促進につきましては、昨年末に2人を営業職として新規採用いたしまして、19年度に限り首都圏で営業常駐というようなことを考えて、販売の強化を図ろうとしております。その中で、在庫の軽減というものを図ってまいりたいと考えております。販売先につきましても、首都圏の生協や外食チェーン、大手の食品卸業者との取引の可能性が出てまいりましたので、これまでより一層ターゲットを絞る中で確実に契約をとれるような販売戦略を立てて、販売量の増加を図って在庫の解消に努力してまいりたい。そして、20年度からは先ほど申し上げましたとおり、産業支援センターとしては、発芽玄米の仕入れ販売というものを行わないという計画でございますので、その間にそれまでの間に契約できた得意先、あるいは見込みの得意先も含めてでありますけれども、この事業を継続いただける事業者にしっかり引き継いでいかなければならないだろうと。それまでの努力は、一層しなければいけないというふうに思っている次第でございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、在庫の大半はパウダーでございまして、発芽玄米のご注文をいただける中においては、新たに仕入れも発生させなければいけないと、こういうふうな事情もございまして、そのような販売計画、仕入れ計画というものを立てているところでございます。

2つ目に、今後の地域局の姿について、お尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、合併協議の中で将来計画を立てた中で、将来の地域内の新市における組織のあり方については、相当厳しい展開はあるだろうと。当時から財政シミュレーションで大きな人件費の削減を図る中で、10年間の新市の計画を立てなければいけないということは、多くの方々にお知らせしたところでありますし、議員もご理解いただいているかと思えます。その折に、当初においては職員数の配置において、激変緩和という観点から地域局における職員の数について、一定の配慮をすべきだということでスタートしたことは、そのとおりでございます。

しかし、このことについては当然のことながら、年次において年度、年度、退職する職員と新規採用の職員の差でもって人件費コストを削減するという当初からの計画を実践していく中で、減った職員の分をどう効率的に仕事を配分するか、本庁と地域局の仕事のあり方をどう見直すかということは、毎年、毎年のこれからも課題として残っていくことかなと思っている次第でございます。本庁は、よその仕事をするところではなくて、8地域全体の仕事をするところでもあります。そういう意味のご理解もいただきながら、地域局のあり方というのは、今にわかにならぬという体制になるかということは、なかなか我々も判断がつかないところがございます。

ただ、トータルとして10カ年の計画の中で人件費コスト3割削減ということを私は申し上げておりますが、それは頭数の3割削減ではないわけでありまして、どのような人員体制でもって、どのような仕事の分担でもって、本庁と地域局の分担も含めてであります。住民の皆さんに、少しでも不便を来さない体制をどうつくるかというのは、まさに今、我々が抱えているこれから先の課題だと思っている次第でございます。今、ここで具体的な絵を描くことは、ちょっとまだ時間的に無理でございますが、将来的な10年の先の見通し、数字上の話を具体的な絵として、これから書いていかなければならないと思っております。これについては、当然、職員の能力、スキルアップというものは前提でございます。それから、仕事を担う人間が公務員だけでいいのかどうかという問題もそうであります。

また、さまざまな情報機器と申しますか、住民の皆さんにサービスするさまざまなIT関連の機器を利用することによる利用便益をどう維持するか、こういう問題も片づけなければならない、なかなか難しい問題があるというふうにも思っている次第でございます。いずれ、これからの人口減、職員減、それから地域が非常に厳しい環境の中に置かれる中であって、そもそも横手市の行政サービスの仕組みはどうあらねばならないかということ、我々は余り遅くない段階できっちり皆様に説明申し上げ、それに対して議論いただかなければいけないだろうと。人件費コストの削減も含めて、組織の維持コストの削減は不可避であります。その不可避な削減を、どのように分担し吸収していくかという議論は、やはりこれからもつとねなければならないだろうと。我々は、そのための財政シミュレーションは、これからつくり、ご提示するわけですが、それをたたき台としながら、ではどのような組織機能のコンパクト化、これは金額に換算してであります、そのときにどんな役割の分担があるのかということも、あわせて議論いただかなければいけないだろうというふうにも思っている次第でございます。今、にわか

地域局のみの将来の姿を申し上げることはできないのは、申しわけないと思っていますが、少し時間をいただきながら詰めてまいりたいと思う次第でございます。

3番目の民間交流に対する支援についてでございます。

これにつきましては、合併前にそれぞれの地域で行われた交流については、合併協議の中でこれは引き継ぐということにしているところでございます。もちろん、相手の都合によりまして引き継ぐことができなかった茨城県の新治村、あるいは噴火の影響で中断してしまった三宅島等との交流の例もあるわけでございますが、新市として引き継いだものは、これも大事にしていかなければいけないだろうと思っています。

ご指摘ございました東京都大田区大森との交流に関しましても、地域局を中心としたさらに関係、かわりを深めようというものをする中で、交流の質というものを高めていただきながら、相互理解が進む中で、双方が望む姿として友好都市締結という機運が高まってくることが一番望ましいと思っている次第でございます。よい形になるように、市としても詰めていかなければいけないと、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 21番佐藤議員。

21番（佐藤忠久議員） ただいまの支援センターの方の説明ございましたけれども、ちょっと聞きたいんですが、本来の目的から逸脱したといいますが、言葉に語弊があると思いますが、会社が販売支援をするところから、販売に至った経緯というものがよく伝わってこない。もう一つは、事前にお話し合いをしたという取り決め、その部分についても支援センター、それから開発業者、販売の玄米事業者、それから農協等の話し合いがあったというふうな話を聞いていますが、ここではどういう内容の話し合いであったのかということが報告できないのか、その点をまずお聞きしたい。

それから、今回、支援センターの債務について、市が23年までかかって全額、市が支払って支援センターを軽くして業務をやらせたいという思いですが、例えば今、玄米にかかわらずアスパラギン酸、あれも販売を手がけておるような資料もいただいています。それも、正直絶対にいいとも限らないとも思いますし、将来そういう部分での債務が起きた場合、今回の市が債務を全額支払ったということが先例になって、支援センターのこれからの債務をどんどんいつまでも全部払っていかねばならないことが起きないのか、今の場合でどうも支援センター、イコール市という、そういう方程式ができてしまったような感じがするわけで、支援センター、会社そのものの責任というものが、まだはっきり我々に示されてない。そういうところを、はっきり出してこなければ、19年度の予算の審査というものに影響を及ぼすのではないかというふうに、ちょっと思うわけです。

それから、資料を先般いただきました収支見込表を見ても、仕入れの単価がよくわからない。17年度の仕入れ、18年度の仕入れ、19年度の仕入れありますが、仕入れの単価が何かいまいち一定してないような感じもありますし、何かそういうものを私どもに出てくる資料は信憑性が本当にあるのかという思



いもするわけです。もうちょっと、つらい思いもよくわかりますけれども、我々市民にも、もちろん情報としてちゃんと流して説明していただければ大変ありがたい、そのように思います。

それから、地域局の方ですが、区長さんがおりまして、阿部議員さんも申しましたが、区長の任期が19年度末までと。まだ、時期的にそういうことは言えないということですが、いずれ19年度いっぱいには区長さんには頑張ってもらって、そういう予算もとっているんですから、一生懸命やってもらわなければならないという思いがあるわけです。市長は、何とするんだかわからないとかと言えば、この区長さん方は途中から投げ出す可能性もある。そこら辺の思いは、やはりちゃんと言ってもらわなければ、我々も協力するという思いができないという、そういう部分がございます。地域局のあり方についても、一つは地域住民が比較的犠牲になった合併とも感じています。だから、余り住民に負担がかからないような、そういう機構改革をしてスリム化していただければ、大変ありがたいと、そのように思います。

それから、民間交流については、自治体同士が早くいろいろな形で手を結んでもらえれば、民間のいろいろなアイデアを出してきてることができます。例えばの例ですが、学校統合して廃校になった部分、それを都会の皆さんに提供すると。そこから、また一つのアイデアが生まれてくると、そういうことも行政同士が一つの結びがないと、民間としてもなかなか交流したくても広がっていかないという部分がございますので、どうかひとつ前向きにご検討賜りますようお願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 まず、産業支援センターの件についてであります。産業支援センターがそもそも販売の支援に回るべきが、発芽玄米にすっかり販売に力点を置かれたというようなご指摘でございましたが、これについては起因としてはご指摘のとおりであります。そもそも販売で採算をとるというふうなことでスタートしたわけではなかったわけでありまして、発芽玄米事業の成長性と申しますか、将来性に着目したということは前にご説明したかと思っておりますが、そういう発芽玄米マーケットが拡大していたということに、過大な期待をかけたという誤りはあったというふうに思っております。したがって、産業支援センターをつくろうとした段階では、そうではありませんでしたが、実際動き出す段階になって、発芽玄米で産業支援センターの事業を大きく前進させようという方向に動いたことは事実でありますし、そこに大きな間違いがあったということではないかなと思っている次第でございます。

それから、発芽玄米製造業者と農協、JA、そして産業支援センター等々のかかわりについてありますが、3者において書面で当初交わした内容ではなくて、発芽玄米事業を推進するために市から発芽玄米業者、JAに対して積極的な発芽玄米事業の推進について、その見通し、展望、販売予測等々について、相当積極的な発言があったというふうに後から聞いたところであります。それは、具体的に申し上げますと、発芽玄米はこれこれ売れると。それは、市が保証するとか、そういう性質のものではもちろんなかったと思いますが、しかし事業をやろうとする方にとっては、そこまで具体的に販売に関する見通しを持っているならばということで、一步も二歩も前がかりになっている理由のことは、これはあつ

たように聞いております。農協もそうでありまして、発芽玄米製造業者においても、そのように聞いております。これは、言った、言わないの話ではなくて、そういう客観情勢の中で見通しを持って、そういう見通しを持っている。当時は、確かに発芽玄米のマーケットは広がったし、マーケットに対するアプローチ先と申しますか、販売先について見通しを持ったように報告を受けております。

しかし、それがすべてとは言えませんが、そういうことを情報として、あるいは計画の核となった取締役がいろいろなトラブルの中で、産業支援センターの役員から去ってしまったと、こういうようなこともございまして、当初の見込みどおり、思惑どおりに発芽玄米事業というのが推進しなかった。しかし、発芽玄米製造業者においては、そういうことを一つの前提として考えて製造計画というものを立てておられたわけでありまして、そこにそごを来してしまったと。大きな売れる見通しというもの、途中でしぼんでしまったと。しかし、発芽玄米製造業者においては、大きな見通しのもとに製造体制をつくっていたと。ここに、大きな食い違いと間違いがあったというふうに思っている次第でございます。そのことが、今日までに販売の立て直しができなかったことも含めて、尾を引いていると思っている次第でございます。

また、もう1点、アスパラギン酸につきましても、ユニチカ株式会社との連携のもとに進めておる事業というふうに聞いております。これからの見通しについては、産業支援センターの見通しとしていただいたものを私も見ておるわけでありまして、可能性はあるのではないかと思っている次第でございます。ただ、このことがまた新たな産業支援センターの経営の行き詰まりになるようなことではいけないと思っておりますので、その辺の精査はもうちょっとするように、産業支援センターの方に申し伝えて、確かなものとしなければいけないと思っている次第でございます。

仕入れ単価については、後ほどもう一度お願い申し上げたいというふうに思います。

それから、地域局の件でございます。

これは、全く議員ご指摘のとおりでございます。私どもは、財政というかまどを預かっている関係上、どう安定的なサービスをする体制を、どう長期間にわたってつくるかという観点で、組織のあり方等も考えていることが第一義的にあります。しかし、我々の存在そのものは住民の皆さんに良質なサービスを安定的にするというのがあるわけでありまして。その良質などという部分と、安定的にという部分についての判断が、これから求められてくるのかなと思っている次第でございます。右肩上がりの時代と違ったサービスのあり方、提供の仕方、住民との合意というものが求められているのではないかなと思います。そういう意味では、議員ご指摘のように、地域の住民の皆さんの理解を得られる形で進めろということは、全くそのとおりであると思っております。粘り強く、それはそういう努力を重ねながら、新しい地域局における、あるいは新市全体におけるサービスのあり方というものを見詰めて、そして説明して理解を得る中でやっていかなければならないと、そのように思っている次第でございます。

3番目の民間交流に対する支援については、先ほどご答弁申し上げたとおり、交流については地元の盛り上がり第一でございます。それがあって、初めて我々も支援する意味があるわけでございます。

で、議員のご指摘のように、大田区大森との交流もそういう盛り上がりがあると思っておりますので、さまざまな応援をしていかなければならないだろうと、そういうご相談に乗ってまいりたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 助役。

石川耿一 助役 ご質問がありました原価の件でありますけれども、販売の中身以外の原価のみ、ちょっとお話をしますと、これは銘柄がゲンという銘柄と、アネッチャという銘柄、2つありまして、そのうちのアネッチャについては、内容量のグラム数によって単価がばらばらになっておりまして、30グラム入りの商品については仕入れの単価が53円とか、あるいは120グラムだと87円、1キログラム入りだと541円というふうな形で、そのほかに加工賃が粒の場合はキロ170円、それから粉の場合はキロ当たり310円という形がありまして、今、収支の見込表に書いてある仕入れ価格については、それぞれお得意先の発送する、あるいは販売をする形態によってばらばらになりますので、合計の大まかな数字として、例えば19年度には仕入れが600万円という形で記載をさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

例えば、20カ所お客様があって、そのときに売る商品がみんなばらばらになっておりまして、この組み合わせのトータルが仕入れの値段ということでありますので、よろしくをお願いします。

また、販売につきましては、例えば30グラム入りの53円の商品が100円で売るとか、あるいは1キログラムの541円の発芽玄米の仕入れが販売価格が970円になるとか、そういうような形の商品になっております。

田中敏雄 議長 21番佐藤議員。

21番（佐藤忠久議員） 先ほどちょっと聞いた部分で、今、市が借金払ってあげたら、これからもそれが先例となって、これからもずっとそういうことがあるのかということ聞いたんですが、その部分で一つ答弁がなかったように思います。

それから、もう一つは事業者から、もし今、発芽玄米の販売から撤退したことによって、事業者からいろいろな補償の請求など来るような、そういう事態というのはないことでしょうか。

その2つだけは確認して質問終わりたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 横手産業支援センターにかかわる補助金の継続については、お出ししている資料のとおり、平成23年度まででクリアできる、決着がつけられるという計画をお出ししているところでありまして、なおもっと前倒しでできれば、それに勝るものはないわけでありまして、それ以上はないということの計画というふうにご理解いただきたいと思います。

なお、もう一つ、発芽玄米製造業者さんからのお話については、現在、公式な話としては何ら伺っておりません。

以上であります。

田中敏雄 議長 議事の都合により、あらかじめ時間を延長いたしたいと思いを。

寿松木 孝 議員

田中敏雄 議長 34番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

34番寿松木孝議員。

【34番(寿松木孝議員)登壇】

34番(寿松木孝議員) 会派あさひの寿松木でございます。

本日から始まった一般質問も6人目となり、大変お疲れのところ、まことに恐縮ではありますが、通告に従い質問させていただきます。

なお、できるだけ簡潔に質問させていただきますので、答弁の方も簡潔明瞭な答弁をご期待しながら進めてまいりたいというふうに思います。

まず、第1点目は学校給食事業に関してであります。

現在、全国的に給食費の未納が大変に大きな社会問題となっております。我が横手市におきましても、収納状況が大変に心配されるところであります。現在の給食費の収納方法は、合併前に旧市町村で行っていた方式を改め、全市で給食費の統一を図り、保護者の金融機関口座から直接引き落とす方法となりました。私は所属する文教常任委員会の中で、この説明を受けた際、この方式では収納率が低下するのではないかとの懸念があり質疑しております。そのとき担当の方の答弁では、直接、口座より引き落としのため心配はない、そのような内容の答弁でありました。まだ年度途中ではあり、最終的な収納率は確定していないわけですが、現在までの状況をできるだけ詳しくお聞かせ願います。

また、未納者対策として徴収班が組織されているようですが、その成果についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、給食のシステムについてお聞きいたします。

合併後、給食費に関しましては、1人当たり小学生240円、中学生270円で年間185食の提供で統一されております。この部分だけ見ますと、市内の生徒・児童に同じ内容の同じような給食が提供されているように見受けられますが、実際にはその内容は運営されている給食センターごとでばらばらの状態となっております。直営や委託と形態の違う給食センターは、食材の仕入れシステムも違い、食材単価の問題で主食であるご飯やパン、またおかずの量などが少ない給食しか提供されていない場所もあります。私は、学校給食は児童・生徒が提供されたものしか食べられない、みずからが全く選択することができないという、このような格差については一刻も早く是正していくべきと考えておりますが、市の今後の取り組みについて、お伺いいたします。

次に、食育と給食に関してであります。

私が物心ついたころから、私の家にはお盆などの帰省シーズンにはよく親戚が里帰りしております。私の母は、ふだんは余り口にしないような珍しいものや、高価なものを、できる範囲内で準備し、精い

っぱいのもてなしをしようと待っていたのですが、帰省された方々が好んで食べているのは、そこら辺にあるいつもあるような野菜、山菜、そんな感じのものでございました。当時、子供の私には、その光景がとても不思議に思えてなりませんでした。その疑問が解けたのは、自分がふるさとを離れた20代のころ、久しぶりに食するふるさとの味、米、みそ、もぎたての野菜、子供のころから当たり前に食していたものが、本当においしいと感じることができたときでした。子供時代の食事の大切さが感じられた瞬間でもありました。

そんなころから20年余りが経過した現在、社会情勢の変化などにより、手間暇をかけた食事の準備は本当に難しい状態となっております。ほとんどの家庭では、短時間で調理可能な加工食品やインスタント食品が食卓を飾るようになりました。このような環境下の中で育っている現在の子供たちは、残念ながらその食材が持つ本来の味に触れる機会が大変少なくなっているというふうに思われます。私は、そんな意味からも学校給食の中で、地元産の本物の食材を生かした地産地消に積極的に取り組んでいくべきと考えております。そのことが、子供たちの食育を行っていく上で大変に大きな役割を担っていくと考えます。

さて、給食事業での地産地消につきましては、今までいろいろな場面でも取り上げられてきましたが、それぞれの給食センターで合併以前から取り組んでいる、今後さらに拡充していきたい、そんな内容の答弁がありました。しかしながら、食材を納入している方々にお聞きするところによれば、センターで使用する食材は現在の市場で出回る規格のようなものが要望されているようで、地場産の朝取りの農産物などの納入は非常に難しいようであります。

また、各給食センターにおいても食材の仕入れ方法が違っていることなども、地産地消の施策がなかなか進んでいかない要因になっているのではないかと思われます。私は、このようなことから、早急に仕入れの集中管理を行い、新鮮な地物の農産物を使用できるようなシステムを、なお一層の地産地消を推進していくべきと考えますが、これらに対する当局のお考えをお伺いしたいと思います。

合併後、給食センターの話題が出るたびに、コストの話が当然のように出てまいります。確かに、給食の提供には大変大きな財政負担が伴っていることは事実であり、コストを意識するのは当たり前のこととは思いますが、私はこの事業については、コストだけで考えるべき問題でもないというふうに考えております。

さて、コストが最重要視される中で大変心配なのが、給食センターの運営をする上で最も大切な安全対策の問題であります。果たして、安全対策が十分にとられているのかということでもあります。昨今、いろいろな施設などでノロウイルスなどの食中毒が報告されておりますが、十分な体制で安全対策がとられているのか。その体制について、お聞きしたいというふうに思います。

直営や委託と形態も違い、合併前の各自治体の考えの中で運営されてきた給食センターで、すべての統一化にはある程度時間がかかるのはやむを得ないことだとは思いますが、その中でもできることから統一化を図る、そんな必要があるのではないかとというふうに思います。仕入れの集中管理、安全対策、

共通メニューの提供、多くのことが実施可能と思われませんが、その方向性についても、お聞かせ願いたいと思います。

次に、大きい2点目の高速通信網整備についてであります。

市長は施政方針の中で、光ファイバーによる超高速通信網を市内西部地域において、平成20年から通信事業者と共同で事業化を目指すとしております。私は日ごろから、この光ファイバーによる超高速通信網の整備は早急に進めるべきと考えており、何度か担当の方ともお話を伺っております。皆様、ご案内のとおり、2011年には現在視聴している地上波アナログ放送が終了され、すべて地上波デジタル放送と切りかわりがあります。今回の計画は、このテレビの難視聴地域の解消も視野に入れた整備ということですが、私はこの超高速通信網の整備は、このことのみならず大変多くの可能性を含んだ整備ではないかと考えております。

まず考えられるのは、高速なインターネット通信、それはもとより市のテレビによる情報の提供、テレビ電話による安心電話サービスや自宅にしながら受けられる医療サービスなどなど、いろいろな分野でのサービスが提供可能となります。また、これは防災計画とのかかわりもあり、簡単には実現不可能かもしれませんが、防災無線の役割をも担うことも可能というふうに思います。市では、このような大きな可能性を秘めた超高速通信網の整備を、いつまで終えようとしているのか。また、整備を全市全体に広げていくつもりはないのか。そして、その予算は総額でどの程度必要なのかなどについて、お聞かせ願いたいと思います。

通告に書きましたのは、この部分までであります。平成19年度予算の歳入の固定資産税が大変大きな伸びを示していることに大きな疑問を持った中で、この質問を追加させていただきたいというふうに思います。

内容につきましては、細かな数字等を求めることではありませんので、答弁の方をよろしくお聞かせ願いたいと思います。

昨年3月定例会時に、当局より18年度当初、固定資産税の賦課方式は合併の協定に従い、路線価方式としたため減額となった。このようなアナウンスメントがありました。その後、昨年の秋に何名かの住民の方々から相談がありました。その内容は、今までは農用地や雑種地として納税してきた土地に、宅地並み課税がなされたことや、今まで減価償却をしてこなかった機械や設備などに、5年前にさかのぼった追徴課税が行われたなどのことでございます。しかも、この賦課された税の中には、合併前の旧自治体の中で政策として行っていき、減免賦課されてきた物件なども含んでおります。このことにつきましては、庁内でも相当議論があったとも聞いておりますが、最終的には市長が判断をし決定されたと認識しております。どのような判断基準で見直しをし賦課されたものか、お聞かせ願いたいと思います。

また、対象となった住民の方々には、どのような説明で理解を求め課税を行ったのか、その点についてもお聞かせ願います。

以上の点について、お聞きし壇上からの1回目の質問を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございます。

ざいました。

田中敏雄 議長 通告外質問については、今後の議会運営にもかかわりますので、答弁は省略させていただきます、参考意見として承ります。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 私の方からは、2番目にありました高速ネットワーク整備について、お答えをまず申し上げたいというふうに思います。

2点あったわけではありますが、1つ目の光ファイバー網の整備についてでございます。

本年作成いたしました地域情報化計画の情報通信基盤整備スケジュールでは、平成19年度に通信事業者と共同で進める光ファイバーによる高速通信回線整備との基本計画作成と、通信事業者が事業を実施しますエリアと、市の事業として回線を貸し出しますIRU方式を前提に整備するエリアの事業調整をする予定でございます。実施は、平成20年の西部地区からでございますが、22年までの3カ年で市内全域での高速通信回線の整備と、地形によるテレビ難視聴地域の一部について、光ファイバーによる地上デジタル放送受信対策もあわせた整備を実施し、平成23年のアナログ地上波の停波まで事業を完了したいと考えているところでございます。

情報通信基盤整備交付金事業の全体事業費は、通信事業者との調整によりまして、大きく変動するわけではありますが、最大でケーブル延長900キロメートル、金額で20億円というふうに想定しているところでございます。

2つ目に、防災情報や行政情報の提供には防災無線の整備よりも、地上デジタル放送を活用した方がよいのではないかと、こういうご指摘がございましたけれども、市から市民の皆様には災害情報や避難勧告の伝達、行政情報の周知には幾つかの方法があります。緊急情報を瞬時に一斉に住民の皆さんに周知させるためには、人工衛星からの防災行政無線を経由した全国瞬時警報システムの整備が有効であると考えられるわけではありますが、市内全域での防災無線の整備というものが前提になるわけがあります。

地上デジタル放送のデータ放送による防災情報、避難勧告情報提供システムは高齢者世帯など、テレビを視聴している世帯の割合を考慮すると、非常に効果的でありまして、災害の状況も周知できっております。ただ、地域の電気や通信ケーブルのインフラが災害により寸断された場合には利用できないわけがあります。このため、住民に災害や行政情報を周知させるためには、複数の伝達ルートを確保することが必要であるというふうに考えておりまして、地上デジタル放送はデータ放送を活用して、地域を限定した行政情報、災害情報、イベント情報の伝達ができますので、今後は放送事業者と共同でデータ放送の活用、市と放送事業者間の情報の登録方法など、調査研究を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

1番の学校給食については、担当の方から答えさせていただきたいと思っております。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 1番の学校給食について、お答えを申し上げます。

まず、 でありますが、給食費の未納の問題についてのご質問がございました。

横手市の学校給食費の収納状況は、1月末時点での見込みであります。調定額4億600万円、収納額は3億9,400万円で収納率は約97%となっております。これに出納閉鎖までの収入見込みを加えますと、前年度並みの98%台の収納率となる見込みであります。議員がご指摘のとおり、直接納付から口座振替に変更された地域では、収納率の若干の低下も見られておる現状がございます。未納者への対応としては、教育委員会内に奨学金償還及び学校給食費収納対策委員会を設置し、教育委員会一丸で未収金の納付相談や回収等に努めておるところであります。成果もというお話がございましたが、合併後、組織的な対応が最近になって行われるようになったといった事情もございまして、大きな成果としてお伝えするところまで至ってはございません。今後、PTA活動等にも委員会の方で深くかわりながら、未納の問題を解決をしていきたいというふうに考えております。

また、同じ次の項の2番であります。食材費の統一は図られたが、給食の内容はばらばらとなっているというご指摘、ご質問がございました。

確かに、給食の内容は給食センターによって違いがございます。議員がご指摘のように、献立の内容を統一することは8センター方式の中では、食材の調達を初め食数の違いなどにより、大変難しいものがあります。これも現実であります。ただ、ばらばらとなっているところが格差ととらえるのか、各8センターの体力に合わせた、しかも地産地消の反映を考えながら行っていると考えのかについては、微妙なところがございまして、現在の8センター方式を続けていく中では、むしろ地域の特色を生かした給食をまず第一に考えながら、どの地域もそれぞれの地域にふさわしい楽しい給食ができるようにというふうに考えております。やがて、同じような体力を持つ給食センターに統合された暁には、そういった内容の統一も図りながら進めていくべきなんだろうと考えております。

同じように、3番に地産地消のお話がございました。

そういった意味で、2番との関連がございまして、学校給食用精米につきましては、秋田県学校給食会を通じて、すべて地元横手市産のあきたこまち一等米を使用しております。また、野菜につきましては、地元商店からの購入とあわせて、市内の給食用野菜出荷農家会や野菜出荷グループ、個別の農家などからも購入しております。県内産の野菜の使用率は、平成17年度で約26%ほどであり、地元横手市産となると若干率は低くなりますが、今後ともより多く使用できるよう、努力してまいりたいと思っております。

議員のご指摘がございました集中管理等を取り入れて、地産地消を解決されてはどうかというようご提案もございました。そういったことも十分参考にしながら、朝取り野菜などの給食化に向けた取り組みは、今後も積極的に進めていかなければいけないと考えています。

また、安全・安心についてのご質問もございました。現在、調理作業に占めるパート職員の割合は大



変大くなっております。しかし、パート職員に対しては、雇用開始のときから衛生管理等には十分注意するよう指示をしてございます。安全な給食をつくるのだという使命感に燃えた方がほとんどだと感じております。センター職員、栄養士が毎朝、健康チェック表への記入、あるいは朝のミーティングで自己申告をさせ、マスク、または手袋の着用の指示等をこまめに指導しています。今後とも、衛生管理等には万全を尽くすように努力してまいります。

合併後、8つのセンターが中心になって、安全管理については共通して努力しておりますが、例えば昨年暮れからのノロウイルス等については、1月の初めに一斉に全員に健康診断を受けさせたとか、こういった共通した取り組みもございますので、今後とも安全・安心には注意を払っていきたいというふうに考えています。

以上です。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） まず、給食の問題について、二、三お聞きしたいというふうに思います。

給食費の未納、滞納、ここの部分については、考え方が基本的には2つしかないのかなと。強い措置をとっていくのか、もしくは一歩進めて無料化に向かうのか、これは近隣の自治体と比べると、全国的に見るといろいろな部分で出ております。無料化に進む自治体と、それから財産の法的手続で差し押さえる、こういう強い意志で臨む自治体もあります。最近では、私はこれは大変逆に問題かなと思いますが、払わない家庭の子供には出さないというスタイルまで決めたというふうな話まで聞いております。その中で、どういう形の方に向かっていくのかということ、きちんと明確にしなければいけないのではないかなというふうに思っております。

まず、無料化という部分につきまして言えば、いろいろな考え方もできると思います。子供たちを支援していく支援策がたくさんある中のメニューの中で、その部分の費用を捻出するだとか、やり方はいろいろ出てくるのではないかなというふうに自分なりに思っております。なぜ無料化、この定義につきましては、非常に難しいかというふうにも思いますが、全国的な保護者へのいろいろなメディア等のアンケートなどを調査しますと、滞納の一番の理由は義務教育の中の一環として給食を親がとらえている方が多いということでもあります。義務教育の中の一環なので払う必要がない、そんなふう考える方が出ているのが非常に多いと、こういうことでもあります。そういうことだから、必ず無料化ということではないんですが、その無料化を進めていく上で、そういう状態だからという消極的な無料化ではなくて、私は積極的な進め方もあるのではないかなと。積極的な進め方というのが、先ほど申し上げました地産地消だったり、食育だったり、そういう部分にもっともっと真摯に取り組むと。それを進めるための無料化というのは、当然あり得ることかなというふうにも考えております。どちらの施策をとるにしろ、強い姿勢が、リーダーシップが求められるというふうに思いますので、その部分について少し答弁をいただきたいと思っております。

また、給食センターの整備計画が、先ほど土田百合子議員の答弁の中にもありました、3センター方

式に向かうと。こういう中で、非常に危惧されるのは、3センター方式がいいとか、悪いとかという議論ではないんですが、意外と行政の中だけで、その議論が進められてしまったのではないかなと。例えば、給食現場の中にいつも仕事をしている栄養士の皆さんの栄養士会、また受益者といいますが、食材の部分だけ負担しながら、子供に食べさせていただいているPTAだとか、親の部分、ある程度意見集約をした中で、こういう計画は立てるべきではないのかなと。位置的に、地理的に考えれば3つあればいいだろう、そういう議論ではないような気がします。そこら辺の整合性を含めて、どういう考え方で、どうしていくのかということはきちんと、やはりいろいろなところと相談しながら決めていくべきことではないかなと思いますので、この部分について、もう一度お聞きしたいと思います。

また、今の市の給食事業を考えたとき、教育委員会の中における給食の管理体制という言い方は変ですが、今の行政のシステムに若干無理があるように私には見受けられます。その部分につきましては、やはり今の食育を進めていく、またいろいろな仕入れの集中管理だとか、いろいろな安全対策だとかしていくという中で、3センター長がすべての給食センターを見ているという状況の中で、合併時にあった給食課という機能もなくなった。大変、逆に言うと後退しているように見えるんですね、給食事業自体が。そのあたりを、どのように考えて、どうしていきたいのかという、その部分をお示し願いたい、こういうふうに思います。

それから、先ほどの答弁の中で出てきました給食事業の中で、8センターの中でそれぞれにやられていることなので、特色を生かしながら云々という答弁がありました。これはこれで、確かにそのとおりの部分もあると思います。しかし、私が言った格差というのは、量が違う、明確に同じカロリー量といいますが、同じような量を食べさせられない、提供できない場所があると、意味わかります？負担している金額は食材金額は同じなんですが、システムの中によって仕入れるシステムの中で、当然、コストが違うわけですね。慢性的にコストが違うところがある、慢性的に。そして、同じ量、例えばご飯が200グラム食べているところ、そのセンターのところだけは180グラムしか食べさせられない、こういうところがあります、現実にあります。それは、多分おわかりのことだと思います。私が言っているのは、そういう部分の格差のことを言っているんです。

やはり、同じ240円を出して食べさせる、統一を図るのであれば、逆に言うとそのところまで考えた統一化をしていくべきだったろうと。ある意味、給食費がばらばらでも構わなかったろう、地域の特色ある給食をしていくという逆論をするならば、給食費はばらばらでも構わなかったろう、それをどこまでも一緒にした、統一したという意味合いは、同じようなものを提供すると、そういう部分の意味合いでの統一化だったと私は思うんですね。だとするならば、そういう純然と格差が出る施策は、一刻も早く直すべきだろう、私はそういう意味から申し上げたのであります。口はばったい言い方でわかりにくいかもしれませんが、当局の方の方は多分どこのセンターのどの部分を言われているのかということ把握していると思いますので、答弁よろしく願います。

以上です。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 3センター方式について、まず最初お話を申し上げます。

今現在行われている8センターでの給食の事業推進については、合併後すぐに大きな問題として上がったものであります。それは、各給食センターの老朽化、それから能力の違い、そういったものの旧市町村での対応の違いが、横手市全体としては統一感のないものであるという点について、今、議員がご指摘のように、能力の違いによって若干の量の違いもあるというご指摘がございました。確かに、ご飯だけ委託しているセンターもございますし、センターの中でお米を炊いて提供しているといった形式のセンターもございます。いわゆる合併後間もない時間の中で、すべてのセンターの機能を統一化できるというものではございませんでした。現実的には、そういった問題点を現在も抱えてございます。

そんな中で、横手市として近い将来に同じように議員のご指摘による、いわゆる格差のない、そういった給食を提供するためには、どうしても効率的な面を重要視しながら、市としての方向性を打ち出すことで、関係の皆様のご意見をいただきながら、方向性を求めていきたいというふうに考えているわけでして、3センター方式にすると決定したわけではございません。3センター方式を、一応一つの目標として検討を加えているといった段階でありますので、今後、関係の皆様にはご相談を申し上げて対応を図り、また老朽化の激しいセンターもございますので、統合等を早く進めていきたいと、教育委員会では考えているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、給食の管理体制についてもお話がございました。

3センターの所長が今現在見ておるわけでありませけれども、新しく8つのセンターをつくって、全くスタートを同じラインに立って進めているわけではございません。いわゆる、これまでの8市町村の中で培ってきた技術なり、管理体制なりがしっかりとできている、そういった財産のもとで運営をさせていただいているわけでありませから、必ずしも3センターの所長の、そういった管理体制には変更がありました、大きな問題にはならないのではないかなと考えておりますし、もちろん安全管理上、支障のないように鋭意努力はさせていただいているということでございます。

それから、最も強いご提案がございましたが、給食費について、強い措置をするか、無料化するか、2つのうちどちらかだろうというご意見でございました、ご提案でございました。

私は、必ずしも2つのうちの1つを選ぶ必要はないのではないかと思います。それは、例えば大雄地区にあっては、すべて納入にさせていただいているといった実績もございます。それぞれの地区で、これまでの努力の結果、非常に収納率を上げている地区もございます。全国的には、非常に大きな問題として取り上げられています。横手市としても、もちろん大きな問題としてとらえてはございますが、いわゆるこれまでのさまざまな聞き取り調査等、電話、あるいは訪問、面談等の実施した結果、これは推測の域を脱しませんけれども、未納者の内訳であります、経済がやはり苦しいと思われる方が大体40%近く、それから納め忘れと思われるものが18%、保護者の規範意識によるものと思われるものが大体43%くらいなのかなと推測をしております。この推測は、大きくは間違いがないんだろうと思います。

今後、未納の問題について、規範意識と思われる40数%の方の収納が見込められれば、今の問題は横手市としてはクリアできるんだらうと、納め忘れが18%ほどおりますので、それへの注意喚起も必要なんだらうと思いますが、今まで各市町村でばらばらにやってきた、そういった対策について、横手市として委員会を組織をいたしましたけれども、具体的に保護者への委員会としての、それから市P連等の協力を得ながらの、そういった呼びかけ等の具体的な対応については、これからといった段階でありますので、そういった具体的な対応を講じながら、収納率を向上させていく、そういった努力の過程で議員のご提案される強く、もしくは無料化といったことも、あわせて検討されるべき問題なのかなと思っています。よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番(寿松木孝議員) 答弁漏れ、センターの機能によって部分によっては格差がありますという話をした、最後の部分の答弁。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 議員のご指摘の中身について、合併前は確かに委託炊飯分の差はございましたけれども、合併後はすべて統一されておまして、食材の例えば違いはセンターごとに違いがあっても、カロリー等の統一は各栄養士等との連携の中でされているものというふうに理解をしています。

以上です。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番(寿松木孝議員) 今の最後の部分について、余り固有名詞を上げて言いたくなかったものから言わなかったんですが、旧横手市で行っていた給食事業の中で、納入物資の組合があります。これは、現実的に私もちょっと調べさせていただいたんですが、例えばしょう油を買います。ほかの給食センターで400円で買っています。そこを通ると、450円でしか横手市の給食センターでは使いません。極端な話ですが、みそもそうです。そういう主要なもの、ほとんどみんなそういう形になっています。すべて、そこを通って行って、そういう経路になっています。その中で、やはりいろいろな献立を見てカロリー表を見てください。大分違います、グラム数が違います、当然です。その部分にコストがかかっていますから、委託費とはまた全然別な部分なんですね。ですから、私が言っている、その部分でいくと、子供たちが同じ値段を出して食材費を払っているんだけど、その時点でもう格差が生じてしまっているんだと、ここは認識していただきたい。

施策の中でいくのは、これはある程度やむを得ない部分もあります、さっき言ったとおり、8つばらの給食センターでしたから、これはやむを得ない部分があります。しかし、納入される物資の部分も統一化はされていないので、若干の上下はあったとしても、明確にそこで業者が一つかんでしまっているために、同じスタイルになっていないという、そういう格差もあるんですよ。ですから、やはりそういう部分については、早急にいろいろな部分の見直しをする。例えば、新市全体の中で物資納入をお

願いするところをつくるだとか、何かかにかやり方があるでしょうと、私はそう言っているんです。その部分を、まず認識してもらわなければいけないなと思っています。

確かに、繰り返しになりますが、ばらばらに始まった給食事業ですので、新市になったから一発でみんな右倣えになるというふうには私も思っていませんし、これは非常に難しいことだろうと思いますし、1回目の質問で申しましたとおり、時間もかかる部分もあるかと思えます。あろうかとも思いますが、ただ負担していただく部分について、一律にしてしまったということは、逆に言うとその部分を進めていかないと、市民に対しては、きちんとした説明ができないのではないかなと、私はそういう意味を込めて、今回、この質問をした形であります。

それから、先ほどちょっと言い忘れてしまってあれだったんですが、光ファイバーの高速通信網についてであります。

市長から、22年まで整備しながら20億円ぐらい規模でという、大変うれしい話だというふうに思います。はっきり言わせて、我々の住んでいる地区なんか、光ファイバーはなかなか来ないだろうなと思っていた地域であります。ですから、新市全体の中でデジタルディバイド、簡単に言ってしましますが、本当に大きい問題なんですね。一番身近な単純な話をしてしまいますと、今パソコン1台買うと光ファイバーの通信業者と、その業者が一緒になったところのやつを買うと3万円割引になります。光が入ってないところは、1万円とか、1万5,000円しか割引がありません。同じプロバイダーになっても、ADSLだから。それは、純然たる格差なんですよ。これ、市民にとってみると、何ともしがたい、自分で何とかして何とかなる問題ではない。やはり、そういう基本的なラインのことというのは、これは一例なんですけれども、いっぱい身の回りに出てきています。

そんな中で、やはりテレビというのは今本当にいろいろな部分でメディアの発展、何だ飛んでいきましたが、本当に生活必需品というよりも、水、空気と同じくらい大切なものかなと、今の時代の流れの中では、それぐらいの位置を占めるぐらい、もう家庭の中で浸透してしまって、あるのが普通、映るのが普通というのがテレビジョンであったり、電話であったり、通信であったり、そんな時代に入ってきているというふうに思います。もう全市全体の中に光ファイバー網を張りめぐらしながら、もう市のできるだけ情報もスムーズに流せるような、そんなシステムに取り組んでいただきたいと思えます。

この部分については、答弁は結構ですから、よろしく願います。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 議員のご指摘のとおり、いわゆる食材の仕入れについては、確かに旧市町村、それぞれの立場で相違がございました。そして、その相違が合併後も引き続いて行われているという実態は確かにございます。そういった意味で、仕入れの集中管理等の推進をしていかなければならないといった問題意識については、認識をしておりますし、ご指摘のとおりだろうと思います。そのことが全体として、例えば1年間を通して、それぞれの給食センターの大きな格差にならないように、努めてまいりたいと思えます。

今後、センターの統廃合をそういった意味からも見直しを図りながら、横手市全体の給食のレベルが上がるように、統合計画等にも反映させていくように頑張っていきますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

#### 散会の宣告

田中敏雄 議長 一般質問は終了いたしました。

明3月6日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時56分 散 会